

450

宮中儀式略全

210.09

H526R

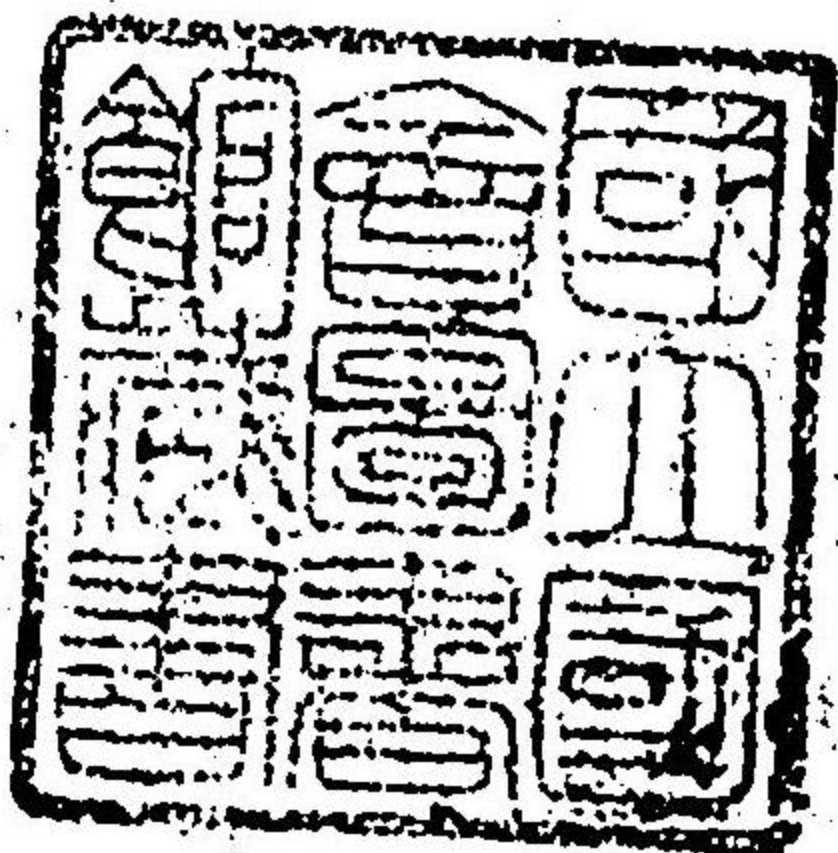
平田久编纂

官中儀式略 全

民友社藏版



210.09 H 526R



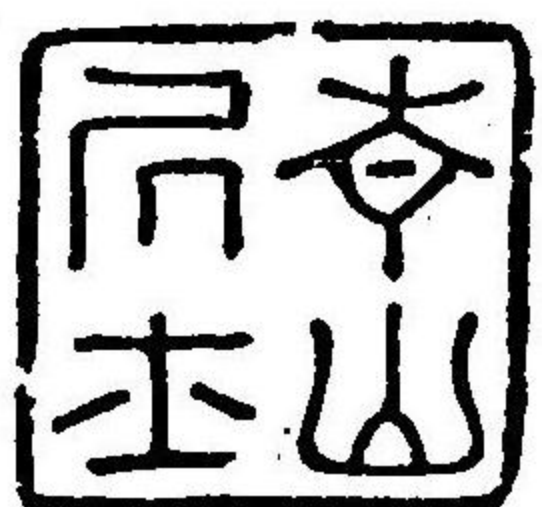
261573



不 從 心 不
忘 率 由

亦 舊 章

田中光顯題



宮中儀式略 目次

恒例之部

四方拜（二月一日）

四方拜の由來

（備考）其一 建武年中行事

其二 公事根源

一日 祭（二月一日）

附 旬 祭

(備考) 公事根源

一日の拜賀 (一月一日)

二日 祭 (二月二日)

二日の拜賀 (二月二日)

(備考) 其一 公事根源

其二 同

東宮御所拜賀参賀 (一月一二日)

三日 祭 (一月三日)

元始 祭 (二月三日)

(備考) 明治三年正月詔

晴御膳 (一月一二三日)

(備考) 嘉永年中行事

二

一三

一五

一六

二

三

三

二八

政 始 (一月四日)

(備考) 公事根源

新年宴会 (一月五日)

(備考) 公事根源

御講書始 (一月七日)

陸軍 始 (一月八日)

至高の模範

英照皇太后御例祭 (一月十日)

皇太后の御徳風

歌御會始 (一月十八日)

皇室と和歌

(備考) 嘉永年中行事

三〇

三四

三七

三八

四一

四五

四六

五一

五四

三

孝明天皇御例祭 (二月三十日)

先帝の御遺徳

皇靈殿祈年祭 (二月四日)

祈年祭班幣 (二月四日)

賢所神殿祈年祭 (二月四日)

(備考) 其一 公事根源

其二 同

紀元節 (二月十一日)

(一) 御祭典

(二) 紀元節の由來

(三) 宮中御宴及諸臣參賀

(備考) 舊事本紀

七一

七三

七九

八一

八三

八九

八九

九一

九二

仁孝天皇御例祭 (二月廿一日)

天皇の御治世

春季皇靈殿並神殿祭 (三月春分日)

(一) 御祭典

(二) 東遊の事

(三) 神饌及御幣物

(四) 皇靈祭の山來

(備考) 歷代皇靈御正辰

神武天皇御例祭 (四月三日)

(一) 御祭典

(二) 海内の平定

皇后宮御誕辰 (五月廿八日)

九九

一〇〇

一〇五

一〇五

一〇七

一〇八

一〇九

一二五

一二五

一二七

一三三

神宮月次祭幣帛發遣 (六月四日)

六

一三七

(備考) 其一 弘仁式

其二 公事根源

其三 同

節 折 (六月三十日)

一四七

(一) 節折の次第

一四七

(二) 節折の由來

一四九

大 祓 (六月三十日)

一五一

(備考) 其一 建武年中行事

其二 江次第

其三 公事根源

其四 明治四年六月布告

東宮御誕辰 (八月卅一日)

一五七

附御婚儀の事

一六〇

(備考) 禁秘御抄其他

秋季皇靈殿並神殿祭 (九月秋分)

一七五

神 嘗 祭 (十月十七日)

一七七

(一) 神宮と賢所

一七七

(二) 神宮御祭典

一七九

(三) 大御饌と荷前の調絹

一八〇

(四) 賢所御神樂

一八四

(五) 神嘗祭の由來

一八六

(六) 祈年祭と神嘗祭

一八八

(七) 敬先愛民の聖徳

一八八

七

天長節(十一月三日)

八

(一) 二大祝節

一九三

(二) 天長節御祭典

一九三

(三) 觀兵式行幸

一九四

(四) 宮中の御宴

一九六

(五) 天長節の由來

一九八

(備考) 明治元年八月三年九月六年一月布告

二〇一

新嘗祭班幣(十一月十日)

二〇七

鎮魂祭(十一月廿二日)

二〇九

(一) 鎮魂祭の由來

二〇九

(二) 鎮魂祭の次第

二一一

(備考) 其一 安知女曲倭舞大直歌

二一一

其二 酒事本紀

其三 年中行事抄

新嘗祭(十一月廿三日)

二一九

(一) 新嘗祭の由來

二二〇

(二) 夕次第と曉次第

二二三

(三) 明治四年の大嘗會

二二六

(四) 供御の新穀

二二七

(五) 白酒黒酒の醸造

二二九

(備考) 其一 明治元年十一月布告

其二 大嘗會便覧

其三 草紙和言

其四 明治四年十一月普諭

九

後桃園院天皇御例祭 (十二月六日)

二五五

光格天皇御例祭 (十二月十二日)

二五九

賢所御神樂 (十一月中旬)

二六三

(一) 御神樂の由來

二六三

(二) 御神樂の次第

二六五

(三) 臨時の御神樂

二六七

歳末御祝詞言上

二七一

節 折 (十二月卅一日)

二七三

大 祓 (十二月卅一日)

二七三

除 夜 祭 (十二月卅一日)

二七三

臨時之部

御近陵御式年祭

二七五

(備考) 其一 御式年の事

其二 明治十一年六月迄

皇子女御式年祭

二八七

皇子女御式年御墓祭

二八八

皇子女御正辰祭

二九一

授爵式

二九三

(一) 華族の特權

二九三

(二) 授爵式の次第

二九七

(三) 奉授式の次第

従一位奉授式

(備考) 叙位條例

勳章授與式

三〇一

(一) 授與式

三〇一

(二) 奉授式

三〇三

(三) 寶冠章御授與式

三〇四

(四) 寶冠章奉授式

三〇五

(五) 勳章の制度

三〇六

(備考) 其一 明治八年二月布告

其二 明治二十三年二月布告

其三 勳章頒票書式

軍旗授與式

三一五

(一) 練兵場に於ける親授式

三一六

(二) 宮中に於ける親授式

三一九

(三) 各聯際の紀念日

三二〇

外國公使國書奉呈並外國紳士謁見

三二三

外國行及歸朝官員拜謁並賢所參拜

三三一

濱離宮御苑觀櫻會

三三三

赤阪離宮御苑觀菊會

三三七

帝國議會開院式行幸

三四一

(備考) 其一 五箇條の御誓文

其二 立憲政體の詔書

其三 國會開設の勅諭

其四憲法發布勅詔
其五帝國議會開院式の日

春日祭 (三月十三日)

三五五

賀茂祭 (五月十五日)

三五九

(備考) 賀茂皇大神宮記

氷川神社例祭 (八月一日)

三六七

(備考) 明治元年十月布達

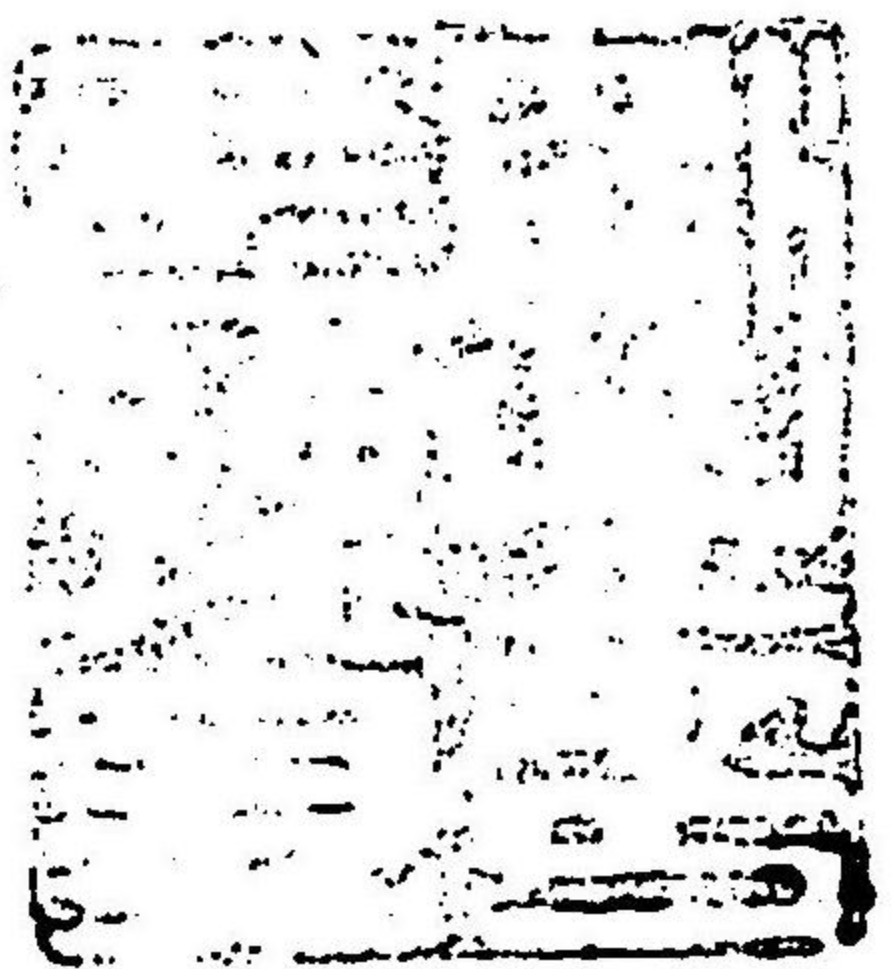
男山祭 (八月十五日)

三七一

靖國神社例祭 (五月六日十一月六日)

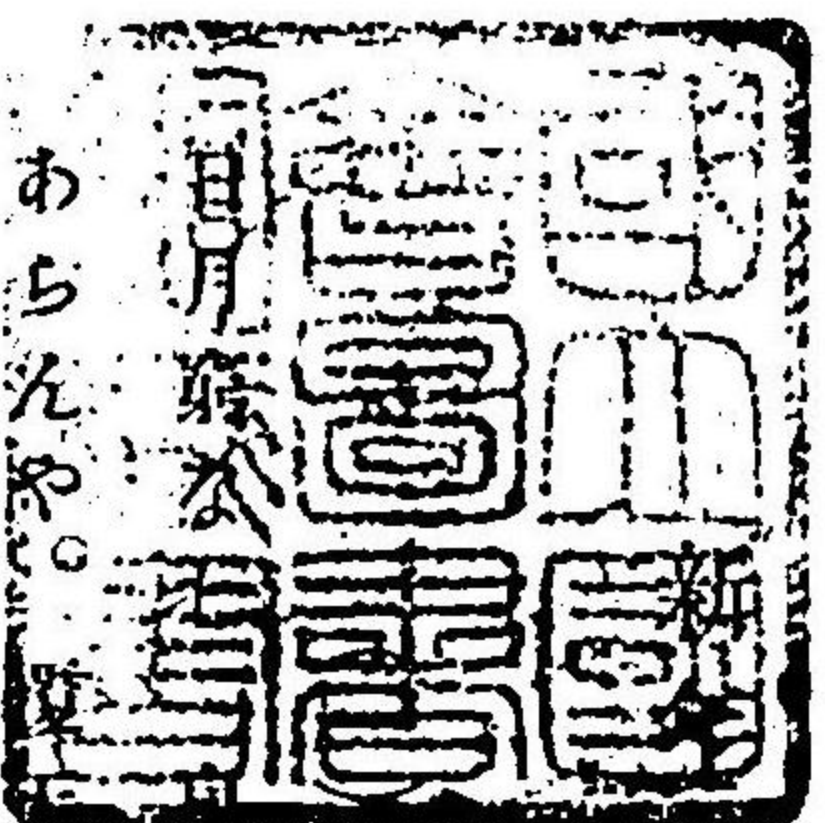
三七七

恒例之部



の御儀式

四方拜 (一月一日)



統以に連綿たり、江河盡きず國運豈に休止すること
あらずや。載地の間に比類なき二千五百有餘年の歴史は、月に
月を重ね年に年を加へ、此國や愈々舊くして厥命や維新なり。され
ば四千餘萬民衆に摸範を垂れ給ふ。聖天子の宮廷に行はせらるゝ新
年の御式を案ずるに、先づ四方拜の御儀あり。即一月一日の朝、四
方を拜ませ給ふが故に四方拜とは名つけられたるものにして、京都



の御所にては清涼殿の東庭にて行はせられしが、現今の宮城となりては神嘉殿の前庭に豫て屋を設け其中央に簀薦を敷き御屏風二雙を立廻して御座を設け 陛下には午前五時三十分維新前には寅刻先づ綾綺殿に出御あり御束帯を著させられ、御手水御劔御裾御草鞋御笏等は侍従奉仕し、掌典長の御先導にて御設の御座に進ませ給ひ、先づ 神宮を始め奉り遙に拜ませ給ひ(出御あらせられざる時は御代拜の儀なし) 御拜畢つて 賢所 皇靈殿 神殿を御拜あらせらる。

四方拜の由來

謹案するに四方拜の御儀は、『公事根源』に『仁和五年正月一日寅刻に天地四方屬星山陵を拜し給ふ由 宇多の御門の御記に載せられたれども濫觴と見えず』と記されたる如く、其起原を詳にすると能はざれども、皇極天皇の元年八月 天皇南淵の川上に行幸座まして、

四方を拜し天を仰ぎて雨を祈り給ひしこと日本紀に見え、又 孝謙天皇の天平寶字元年六月橘奈良麿等が天地四方を拜し共に鹽汁を飲りて誓を爲したる事等の續日本紀に見えたるなどを綜合して考ふるに、天地四方を拜して神祇を崇敬することは神代よりの遺法にして往古は事あるにつけても事なきにつけても上下共に之を行ふを常としたりしを、後には毎年歳首に限り必行はるゝ朝廷の重き儀式となりたるものならむ。又『公事根源』に『昔は殿上の侍臣なども四方拜はしけるにや近頃は内裏仙洞攝關大臣家などの外はさる事もなきなり』とあるに依れば、朝廷の御儀式は即臣民の摸範にして臣下のももの各々四方拜の事を行ひたるを知る。『草偃和言』に

太祖神武天皇中國を平定せられ橿原の宮に即位ましゝて天下を治給ひ、是より歷朝の 聖帝明主 天日嗣を受繼せ給ひ萬民を撫

育せらる。日神の御時より今上皇帝に至るまで皇統かはらせ給はず、朝夕天神に報申されて國家の安穩ならん事を祈給ふ。日嗣の君は天位にてましませば、天に代てそのかみ日神の蒼生を愛育せられし其天功を熙め給ふことは是即天職なれば、至尊は萬民のためにとて今も元朝には天地四方山陵を拜し給ふ、歴朝の聖恩譬るに詞あるべしとも覺えず。是によりて年の初に朝賀の儀ありて天皇を拜し奉り聖恩の萬一を謝し申す也。朝賀の儀は御即位の禮に同じく御即位の禮は神武の御時に始まりて、其後御世御世に文章の美も備りたる禮なれば、數千載の後までも梶原の昔にかはるとなく皇神を拜し奉る。斯のごとく至尊には四方拜の禮あり臣下に朝賀の禮ある事君臣の禮兩ながら全しと云ふべき也。と云へるは頗要領を得たるを覺ゆ。

備考

(其一) 建武年中行事摘録

ついなはて、砌のごもし火もかすかに見えわたる程四方拜の御装束どもいそがすめり。事おこなふ藏人小舎人やうの者聲々ことにつきたるも、をりから所えたりかほなり。大宋の御屏風庭にたてめぐらして御座を北向によそふ。とのもりつかさ御湯を供す。御ゆどのはてぬれば寅の時にみうちきの人めして御しやうそくたてまつる。黄檗染の御袍つねの如し。清涼殿の三間のかうしをあげて出おはします道とす。えんたうふたんをしきて屏風の下にいたる。うへのをのこともしそくさす。近衛中將御

劔にさぶらふ。屏風の下にて藏人頭御笏をまゐらす。まづ北辰を拜する座にて二拜、つぎに天地四方を拜する座に著き給ふ。御座の上にくをしく。北むきにて天を拜しいぬるにむかひて地をはいす。子の方より卯午酉、四方各々みな二拜なり。御座のまへにしら木のつくえに香花燈を置けり。北辰を拜する座に式の笏を置く。もし二陵あらば、うしろに又一帖これをしく。おのく兩段さい拜なり。御座はみな兩めんのみじかきたゝみなり。御拜はてゝいらせ給ふ。藏人頭さうかい御笏をたまはる。

備考

(其二) 公事根源 四方拜摘録

四方拜といふ事は元正寅の時に すべらき屬星を唱へ天地四方山陵を拜し給て、年災を攘ひ寶祚をも祈申さるゝ儀にて侍るに

や。清凉殿の東階のまへ砌の外に御屏風を立てめぐらし其中に御座三所をまうけ、其前にしら木の机を置て香華燈などをそなへ此所にて御拜の儀式あり。むかしは殿上の侍臣なども四方拜をばしけるにや。近頃は内裏仙洞攝關大臣家などの外はさる事もなき也。此事いつ始まるとも見へず、仁和五年正月寅の刻に天皇四方屬星山陵を拜し給由 宇多の御門の御記にのせられたれども濫觴とは見へず。また 皇極天皇雨を祈給ふとて南淵の河上に行幸有て四方を拜し給ければ、雨五日まで降けるよし日本紀にのせられたれば、是などをやはじめとも申すべからん。

四方拜次第

午前第四時宮内省官員御裝飾ヲ奉仕ス（神喜殿
南庭ニ際テ辰ヲ設ク）

其儀豫殿ノ屋ノ中央ニ寶篋ヲ敷キ御屏風ニ
雙ヲ立回シ中ニ御座ヲ設ク燈臺ニ基ヲ供ス
同第五時三十分

出御

御手水御劔御襪御草鞋御笏等侍從奉仕ス
御拜畢テ 賢所 御拜

(二) 一 日 祭 (一月一日)

元旦には四方拜の外に一日祭の御儀あり。一日祭とは一月一日の朝
賢所 皇靈殿 神殿の御前に歳首の御祭典を行はせらるゝの謂にし
て、四方拜に先たち掌典長以下をして之を行はしめ給ふ。先づ午前
四時より御殿の御裝飾を奉仕し式部職官員著床して 賢所 皇靈殿
神殿を開扉し（御殿の開閉扉神饌供撤の時は樂を奏す。年中之に同
じ。） 賢所 皇靈殿には各折敷高坏六本立折櫃廿合酒二瓶の神饌を
供し、神殿には洗米酒餅海魚川魚海菜野菜菓鹽水以上十臺の神
饌を供し祝詞を奏す。陛下には四方拜の御儀を終らせられ、それよ
り 賢所の御前を拜ませられ御玉串を奉り給ひ（此時内掌典をして
御鈴を供せしめ給ふ年中御拜の節はこれに同じ。）次に 皇靈殿次に

神殿の御拜ありて夫々御玉串を奉り給ひ 御拜畢て入御あらせらる。此日若出御あらせられざる時は勅任官の人をして御代拜を奉仕せしめらる、之を年中旬祭しゅんさいの始とす。されば茲に記述の便宜により直に旬祭の事を略記せむ。

(附) 旬祭及御日供

旬祭とは毎月一日 賢所 皇靈殿 神殿の三前に必御祭典を行はせらる。之を旬の祭と申すは、毎月三回一旬毎に其初日即一日十一日及廿一日を以て行はせらるゝが故に名づけられたるものなるべし。中にも毎月一日には掌典長掌典をして 賢所 皇靈殿には折敷高坏六本立折櫃廿合酒二瓶の神饌を、神殿には洗米酒海魚野菜野菜以上六臺の神饌を供し祭らしめ、陛下出御 御拜御玉串を奉り給ふ。宮中の御都合にて御拜あらせられざる時は、掌典長御玉串を奉り侍

従をして御代拜をなさしめ給ふ。

十一廿一の兩日には 賢所 皇靈殿の御前に内掌典神饌を供し掌典祝詞を奉讀し侍従をして御代拜をなさしめ給ふ。其他の平日は毎朝内掌典をして日供を奉らしめ侍従御代拜を仕へ奉る。斯の如くにして 賢所 皇靈殿の御拜は年中一日も缺かせ給ふとあらせられず。又 神殿平日の日供は毎朝掌典之を奉仕す。

備考

公事根源 内侍所御供摘録

是は毎月に供せらるゝ也。寛平年中に始まる。…一日の御供は毎月の事なり。御即位の時はとり分て供せらるゝ事あり、そ

れは吉日をえらばる。是はたゞ毎月の事なれば日次の善悪には
よらず、内裏觸穢の時も猶供せらるゝ例ありまたごゝめらるゝ
事も侍るなり。

御祭典次第

午前第四時御殿ノ御裝飾ヲ奉仕ス

次式部職官員著床

次 賢所 皇靈殿 神殿開扉

此間奏樂

次神饌ヲ供ス

此間奏樂

次祝詞

出御御玉車ヲ奉リ給ヒ 御拜畢テ 入御

賢所御鈴恒ノ如シ

此間著床ノ諸員起ッ

次神饌ヲ撤ス

此間奏樂

次閉扉

此間奏樂

次各退出

(三) 一日の拜賀

天皇 皇后兩陛下、一日二日の兩日宮城に在まして文武百官新年の
拜賀を受けさせ給ふ。先づ午前九時三十分 兩陛下鳳凰之間へ出御
あらせられ、親王玉同妃の各殿下宮内省親任官公爵従一位勳一等及
一等官侯爵正二位二等官同夫人並に奏任官の拜賀を受けさせらる。
皇族宮内省官員の拜賀畢りて皇族以下各員を従はせられ正殿へ出御
あらせらる。正殿には右に 天皇陛下の玉座あり左に 皇后陛下の
御座あり、右の方には親王玉殿下を始め奉り侍従武官長侍従侍従武
官近衛佐官宮内大臣侍従長式部部長式部次長等整列し、左の方には妃
殿下を始め奉り典侍女官皇后宮太夫皇后宮亮等整列す。斯くて 兩
陛下正殿の玉座へ出御あらせられ、十時より大勳位親任官公爵従一

位勳一等及一等官侯爵正二位二等官爵香間祇候錦鷄間祇候同夫人の拜賀准勅任雇外國人同夫人の拜賀を受けさせられ、十一時より神佛各宗派管長の拜賀三等官の拜賀を受けさせられ、十一時には奏任待遇者の参賀、午後二時各國公使公使館員同夫人の拜賀勳三等以上外國人同夫人の拜賀准奏任雇外國人并勳四等以下勳六等以上外國人の拜賀を受けさせらる。又在地方の高等官並に有爵有位有勳者賀表を奉る。されば 天皇陛下には早朝神嘉殿の南庭へ出御あらせられ四方拜の事を行はせ給ふより、百官の拜賀を受けて薄暮正殿より入御あらせらるゝまで、殆御休憩の暇もあらせられざる由に承る。古儀を重し 皇祖を敬し給ひ新年を祝し民と樂を同ふし給ひて斯くも玉體を勞し給ふの聖徳こそ畏こけれ。

(四) 二 日 祭 (一月二日)

一月二日の朝も 賢所 皇靈殿 神殿の御前を祭らしめらる之を二日祭と申す。掌典長以下之を奉仕す。午前九時御殿の御裝飾を奉仕し次に開扉して、洗米酒餅海魚川魚海菜野菜菜作菜鹽水以上十臺の神饌を供し祝詞を奏すること恒例の如くにして神饌を撤し閉扉す。

御祭典次第

午前九時御殿ノ御裝飾ヲ奉仕ス
次式部職官員著床
次 賢所 皇靈殿 神殿開扉
此間奏樂
次神饌ヲ供ス

此間奏樂

次祝詞
次神饌ヲ撤ス
此間奏樂
次閉扉
此間奏樂
次各退出

(五) 二日の拜賀

一日の拜賀に次て二日には正殿に於て、午前九時三十分伯爵從二位勳二等子爵正從三位勳三等男爵正從四位同夫人を受けさせられ、九時五十分四等官五等官の拜賀、午前十時三十分貴族院議院正副議長及議員六等官以下九等官以上奏任待遇の神職非役正五位以下從六位以上同勳六等以上門跡寺院住職の列立拜賀あり。貴族院衆議院正副議長及議員は西溜之間に整列す。六等官陸海軍將校同相當官より寺院住職に至るまで禮裝したる千百の文武官が、宮殿に列立をなす中間を、兩陛下通御あらせられて同時に拜賀を受けさせらる。非役正七位以下同勳七等以下は參内して祝賀を申上ぐべく定めらる。

備考

(其一) 公事根源 拜賀摘録

是を朝拜とも申也。辰の時に 天皇大極殿に行幸ありて行はせ給也。群臣皆禮服を著してさなから御即位の儀式に同じ。内辨などもあり。開門などありてめしの鼓をうたしむれば群臣列して門に入る。天子高御座たかみくらにつかせ給へば兵庫祭鉦をうつ。執は翳りいで、帳を八字にかゝぐ。近仗警蹕ちんざんをせうし圖書主殿香をたく。典儀再拜をとなふ群臣此時再拜す。奏賀奏瑞そうがそうずいとて二人の者庭にすゝみて祝申事也。是は去年の目出たき嘉瑞共のあるを國々より申せばそれを記て今日是を奏する也。其時群臣再拜す。次に舞蹈すれば武官萬歳の旗をふる也。いと目出たき儀式ども也。

神武天皇元年正月一日樞原の宮を建て始めて位につかせ給ける
 とき宇麻志麻治命天瑞を奏せらるゝよし日本紀に見えたり。(註、
 日本紀には見えす舊事紀に見えたり。)是などをや始とも申べき。
 又 孝徳天皇の御宇大化二年正月一日 御門御かみの事侍よし
 同じ書にのせたり。是ぞ誠の朝拜とは申べからむ。然に六十六
 代 一條院正暦より後はありとも承らず又記録にも所見なきに
 や。古は大極殿も有しかば也。今は小朝拜ばかりにぞ成にける。
 備考

(其二) 公事根源 小朝拜摘録

此事はたい臣下として元日にてあれば 天子を拜し奉るべきよ
 し申請ておこなへる公事にて侍れば、さして朝廷の爲にも侍ら
 ず。神事佛事にも非ず。されば是は私の禮也。君子に私なしと

云文有り不宜事とて、延喜の御宇に勅有て延喜五年より左大臣
 時平公に仰て留させ給ひし也。抑朝拜は百官悉拜するといへど
 も小朝拜はたい殿上ばかり也、百官とひとしからざる故に私あ
 るに似たりとて留させ給しにや。然に臣下共元正の日君を拜し
 奉る事をしきりに申請しかば、同十九年に又もどのごとく行は
 れ侍し也。其故は延喜五年に臣下の拜をばといめ給しかども、
 當代のみこ達は猶拜禮の儀式あり。それ臣子の道はあひかはる
 べからずいかでか臣下の拜のみをばといめらるべきとて、かた
 く申請しよし貞信公の御記にのせられたり。關白大臣以下 天
 皇を奉拜儀にて、清涼殿の東庭に四位五位六位に至まで袖をつ
 らねて舞踏するなるべし。上よりして仰らるゝ事にてなけれ
 ば下として人々祗候の由を先無名門の前弓場殿ゆばどうに立つらなりて

上首の人藏人頭をもつて奏聞す。其の後は御門は出御なりて小朝拜の儀式は侍なり。朝拜を略するによりて小朝拜とは申にや。されば朝賀有る年は行はれざる事なんかし。

(六) 東宮御所拜賀参賀 (二月一日、二日)

一月一日、午前十時三十分より宮内官(親任官公爵従一位勳一等一等官侯爵正二位二等官同夫人並奏任官准奏任官奏任待遇)の拜賀、十一時より大勳位親任官公爵従一位勳一等一等官侯爵正二位二等官麩香間祇候錦鶏間祇候同夫人の拜賀を受けさせられ、午後一時より神佛各宗派管長三等官奏任待遇の参賀あり、二日には午前十時三十分より伯爵従二位勳二等子爵正従三位勳三等男爵正従四位同夫人四等官以下九等官以上奏任待遇の神職正五位以下従六位以上勳四等以下勳六等以上門跡寺院住職の参賀、午後一時三十分より正七位以下勳七等以下の参賀あり。親王王殿下は二日時刻の都合にて午後拜賀あらせらる。

(七) 三日 祭 (二月三日)

一月三日の朝も 賢所 皇靈殿 神殿に御祭典を行はせらるゝ事二日に異ならず故に三日祭と云ふ。其御次第も二日祭に異らず堂典長以下之を奉仕す。午前九時御殿の御装飾を奉仕し次に開扉し神饌を供し祝詞を奏せしめらるゝ事二日祭に同じ。但し元始祭に先たちて之を行はせらる。

(八) 元始祭 (二月三日)

元始祭は歳首に當りて 賢所 皇靈殿 神殿を御親祭あらせらるゝ御儀にして明治の御代より重き例を開かせ給へり。一月三日午前九時、御殿の御装飾を奉仕し式部職官員著床し 賢所 皇靈殿 神殿を開扉し 賢所 皇靈殿には折敷高坏六本立折櫃甘合酒二瓶の神饌を 神殿には飯餅海魚川魚野鳥水鳥海菜野菜菓作菓鹽水(御盃)以上十一臺の外に酒二瓶を供し、御幣物には錦一卷紅白絹各一匹晒布二端以上一臺宛を供す。時刻に至りて親王王殿下大勳位親任官公爵従一位勳一等官侯爵正二位二等官府香間祇候錦鶏間祇候著床し陛下には十時綾綺殿に出御御束帯を著させられ御手水の後堂典長御先導にて 賢所始め御拜の御座に進ませられ、御玉串を奉り給ひ

御拜御告文（御親祭の由を告給ふが故に御告文といふ）を奏し給ひ畢つて入御あらせられ、次に皇后陛下御玉串を奉り給ひ御拜畢つて入御、次に皇太子殿下同妃殿下御玉串を奉り給ひ御拜畢つて御退下、次に親王王殿下を始め奉り著床の諸員宮内省奏任官拜禮畢つて、幣物及神饌を撤し閉扉して各次退出す。正午十二時より式部職官員再び著床して賢所皇靈殿神殿を開扉し同時より午後一時迄、伯子男爵従二位以下及勳二等以下並に神佛各宗派管長參拜し、次で奏任官のもの參拜し、次で門跡寺院住職參拜し、一時より二時まで判任官准判任及判任待遇のもの參拜するを許さる。

謹案するに明治三年正月三日、神祇官に於て八神天神地祇及歷朝の皇靈を御鎮祭ありて御盛典を擧げさせ給ひ、翌四年正月三日にも亦神祇官に行幸ありて親祭を行はせられたり。是れぞ全く天津日嗣

の本始を祝して歳首に神祇を崇めさせ給ふ盛典なるを以て、翌五年正月三日より元始祭と稱せらるゝことゝなり、且其式を頒布して全國の官國幣社府縣郷村社に至るまでも普く此祭を行はしめらるゝ事とはなりぬ。次で神祇官の廢せらるゝに及びて明治六年一月三日の元始祭より、宮中に於て賢所皇靈神殿を御親祭あらせられ之を永世の儀式とは定め給へり。

備考

明治三年正月三日鎮祭詔

朕恭惟 大祖創業崇敬 神明愛撫蒼生祭政一致所由來遠矣朕以
寡弱夙承 聖緒日夜怵惕懼天職之或虧乃祇鎮祭 天神地祇 八

神璽 列皇神靈于神祇官以申孝敬庶幾使億兆有所矜式

二十六

元始祭次第

午前第九時御殿ノ御裝飾ヲ奉仕ス
 次式部職官員著床
 次 賢所 皇靈殿 神殿開扉
 此間奏樂
 次神饌及御幣物ヲ供ス
 此間奏樂
 同第十時
 出御
 先是親王王大勳位親任官公爵從一位勳一等
 一等官侯爵正二位二等官爵香間祇候錦鷄間
 祇候著床
 先 賢所へ御玉串ヲ奉リ給ヒ 御拜御告文ヲ奏
 シ給フ如也
 次 皇靈殿へ御玉串ヲ奉リ給ヒ 御拜御告文ヲ

奏シ給フ
 次 神殿へ御玉串ヲ奉リ給ヒ 御拜御告文ヲ奏
 シ給フ 畢テ 入御
 此間著床ノ諸員起ッ
 次 皇后陛下
 賢所 皇靈殿 神殿へ御玉串ヲ奉リ給ヒ 御
 拜畢テ 入御
 此間著床ノ諸員起ッ
 次 皇太子殿下
 賢所 皇靈殿 神殿へ御玉串ヲ奉リ給ヒ 御
 拜畢ツテ 御退下
 此間著床ノ諸員起ッ
 次 皇太子妃殿下
 賢所 皇靈殿 神殿へ御玉串ヲ奉リ給ヒ 御
 拜畢ツテ 御退下

此間著床ノ諸員起ッ

次親王王大勳位親任官公爵從一位勳一等一等官
 侯爵正二位二等官爵香間祇候錦鷄間祇候拜禮
 次宮内省奏任官拜禮
 次掛列任官拜禮
 次御幣物及神饌ヲ撤ス
 此間奏樂
 次閉扉
 此間奏樂
 次各退出

正午十二時式部職官員著床

次 賢所 皇靈殿 神殿開扉
 同時ヨリ午後一時迄伯子男爵從二位以下及勳二
 等以下神佛各宗派管長奏任官准奏任奏任侍遇
 立門跡寺院住職參拜
 午後第一時ヨリ同第二時迄列任官准列任列任侍
 遇參拜
 次閉扉
 次各退出

二十七

(九) 晴 御 膳 (一月一日、二日、三日)

晴御膳は新年の御儀式中、一月一日二日三日の三ヶ日に、鳳凰之間に出御あらせられて此供進を聞食すなり。明治四年の比より行はせらるゝと云ふ。

謹案するに晴御膳は維新前の御儀式に、正月一日二日三日清涼殿の朝餉(朝餉)(御間の名)に出御あらせられて聞食す朝餉の御膳に當れり。

此名稱は維新前の節會に供進する御膳の中に、晴御膳(晴御膳)腋御膳(腋御膳)などあるより出でたるものならんか。

備考

勢田章甫嘉永年中行事摘録

朝餉の御座へ 出御なりて供す。御陪膳大典侍御手長勾當内侍は釵子をさし、御手長の典侍内侍命婦は髪上をさす。何れも張袴に五つ衣をきるなり。典侍は朝餉に入り北面に供す。内侍は臺盤所に南面に供す。命婦は北面なり。采女臺盤所の南の妻戸より入りて内膳子御厨子所の調進せる御膳の物を次第に御手長に傳ふ。典侍取て是を臺盤二脚の上に取双べ御座の前にすゆ。御陪膳御箸を立て撤す。終りて入御なりぬ。女中障りあれば男女勤む。例月朔日には朝餉を供すれども朝餉へ出御なし、朝の御膳といふ。典侍以下單衣を著る也。應仁亂後中絶したりしに天明七年に再興せられしが、間もなく又絶へ享保十八年に再興せられたり。

(十) 政 始 (一月四日)

一月四日 陛下内閣へ出御ましまし政始の御式を行はせらる。當日午前九時、各大臣樞密院議長會計検査院長警視總監東京府知事等通常禮服用内閣へ參集し、やがて 陛下出御あらせられ各大臣以下著床す。斯くて萬機を聞召さるゝに當り先づ 神宮の事を奏す。神宮の事は前年十二月末、神宮祭主より同年中 伊勢神宮に於ける諸祭典總て無御滞被遂行候旨の届出によりて政始の當日「神宮祭主申昨年中神事無異」のことを奏上するなり。神宮の事を奏す間 陛下には立御あらせられ各大臣以下 陛下の御例に倣ひ奉る。次で總理大臣より各廳の事を奏し天裁畢つて入御あらせられ各員退出す。謹案するに政始の御式を行はせられたるは 陛下御即位の翌明治二

年一月四日に始まる。前年九月奥羽地方の亂全く平ぎ十月 車駕東京に幸し江戸城を以て皇居となすとを詔せられ、十一月國亂鎮定政令一途に歸したることを各條約國に通知せしめられしかば、明治二年一月四日の御政始に際しては畏くも左の 勅書を下し賜ひたりき。

朕惟ミルニ在昔 神皇基ヲ肇メシヨリ 列聖相繼キ以テ 朕が躬ニ逮ブ 朕否德夙夜兢業 先皇ノ緒ヲ墜サンコトヲ之懼ル曩者兇賊命ニ梗シ億兆塗炭ニ苦シム幸ニ汝百官將士ノ力ニ頼リ速ニ戡定ノ功ヲ奏シ萬姓堵ヲ安ズルニ至ル今茲歲在己巳三元啓端上下入寧遠邇來賀ス 朕何ノ慶カ之ニ如シ惟フニ天道靡常一治一亂内安ケレバ必外ノ患アリ豈ニ戒慎セザル可シヤ 朕益 祖業ヲ恢弘シ覃テ中外ニ被ラシメ以テ永ク 先皇ノ威德ヲ宣揚センコトヲ庶幾ス汝百官將士勉勵不懈各其職ヲ竭シ敢テ怠懼ナク朕ガ闕漏ヲ匡救セ

ヨ 汝百官將士其勉旃

爾來每年一月四日を以て政始の御式を行はせられて渝ることなし。

備考

公事根源 外記政始摘録

是は吉日をえらびておこなふ、先は九日なるべき也。上卿以下位次の公卿あるをりもあり、宰相應につく。これよりさきに辨少納言外記史かたなしにて事をおこなふ。上卿めしあれば大辨も廳につく。かたなしの事はて、南の所にて勸盃あり。いでたちとていでさまにおのゝ作法あり。事はて、参内して左近陣につく。外記は恒例臨時の政をとり行ふ官なるによりて正月に

は先當年の政を行ひ始むる心ち也。檢非違使の廳の政をもおなじく今日はじめ行ふ。

政始次第

當日午前十時 各大臣樞密院議長會計検査院長等
視總監東京府知事内閣へ参集
次内閣へ 出御
次大臣以下著床

次 神宮ノ事ヲ奏ス
此間 立御
次各廳ノ事ヲ奏ス
次 天裁畢テ 入御
次各退出

(十一) 新年宴會 (二月五日)

毎年一月五日正午 陛下豊明殿に出御あらせられ、皇族大勳位親任官公爵従一位勳一等官侯爵二等官府香間祇候錦鶏間祇候貴族院議長衆議院議長 (兩院議長は議會開會中に限る) 及各國公使を召して新年御宴を開かせらる。時刻に至り 陛下には親王王殿下宮内大臣侍従長侍従武官長式部官の扈從にて出御あらせられ、千種之間に列立の大勳位各大臣各國公使に通御掛り拜謁を賜ひ、以上諸紳の扈從にて豊明殿に入らせられ、各員罄折して敬意を表し奉る間に 玉座へ著御あらせらる。やがて勅語あり

朕新年を賀し各國公使並に諸大臣と祝宴を開き歡を共にすること
を喜ぶ

この意味を宣らせ給ひ、首座公使よりは各國公使を代表して
親しく外臣等を新年の御宴に召され優渥なる勅語を賜ふ外臣等感
激の至に堪えず謹で 陛下の萬歳を祝し各皇族殿下の御繁昌を賀
し奉る

この意味を奉答し、總理大臣よりは群臣を代表して
優渥なる勅語を賜ひ感激の情に堪えず恭しく 陛下の萬歳を祝し
奉る

この意味を奉答して御宴となる。御宴の間は舞樂あり。先づ初献を
次で次第の物を 陛下に供し、次で親王以下に賜ふ。御宴畢りて入
御あらせられ親王以下再び罄折して敬意を表し奉りやがて退出す。

備考

公事根源 元日節會摘録

抑此節會は、天子紫宸殿に渡御なりて群臣百官に酒を給て宴會ある儀也。持統天皇四年正月に、公卿を内裏に召してとよのあかりするどあり宴會と書てはとよのあかりとよめり。大かたのせちゑの名にて侍にや豊明の節會には限べからず。神武天皇の御宇にも群臣をつどへて酒を給し事は日本紀に見えたり。是などをも事の發りとは申べき歟。光仁天皇寶龜四年の春よりは五位以上にふすまを給ひけり。今もさやうの心ちにて事はたゞ祿を給ふ事あり。

(十二) 御講書始 (二月七日)

陛下鳳凰之間に出御あらせられ、侍講等を召して進講を聞召さる。大概國典漢書洋書の三部に分ち進講を仰付けられ、進講畢りて入御あらせられ進講者には御酒を賜ふを例とす。

(十三) 陸軍始 (二月八日)

歳新にして 大元帥陛下親しく兵を閲し武を勵まし給ふ。即陸軍始
觀兵式にして新年の八日(日曜に當る時は翌九日) 練兵場に行幸し
て之を行はせらる。其御次第左の如し。

- 一 時刻諸兵隊青山練兵場ニ到着ス
 - 一 午前九時三十分御出門 鹵簿第二公式
 - 一 臨幸ノ報ヲ得テ指揮官喇叭手ニ命ジ號音ヲナサシム
 - 一 御著場指揮官以下入口ニ奉迎諸隊敬禮音樂隊樂ヲ奏ス
 - 一 「テント」内ニ入御
 - 一 御乘馬指揮官御先導ニテ場内御一週閱兵式ヲ行ハセラル
- 但親王以下乗馬扈從

一 御一週畢テ分列式御覽

但親王以下乗馬ノ儘陪覽

一式畢レバ「テント」内ニ入御續テ還幸

觀兵式とは閱兵式と分列式とを合せ稱するものにして時宜により其
一のみを行ふことあるも 陛下臨幸の御式に於ては此二種を合せ行
はる。閱兵は 陛下親しく整列せる諸隊の前を通御あらせられ軍紀
の振張を檢閲あらせらるる御式にして、分列式は既に其の整列を檢
閲あらせられたる軍隊の運動を觀覽あらせられ而して軍隊に於て敬
禮を致し奉るの式なり。

會つて拜觀したる所によりて其概畧を記し奉らん、歩工砲騎輜重
の諸兵、隊順に従ひ陣形を成して整列し 陛下式場へ著御あらせら
るれば指揮官以下前進して奉迎し喇叭手は『君が代』の譜を奏し諸

隊は捧銃捧刀若くは立槍の禮を行ふ。テント内の玉座に著かせらるれば指揮官 御前に進んで將校以下諸隊の總員數を奏上し次で御閱兵の奉導をなす。此時 大元帥陛下には御乘馬に召して御手づから鞭を執らせ給ひ皇族以下の扈從にて先づ右翼の方に進み給ひ、各隊長は數步前進して敬禮し聯隊長獨立隊長は各隊の總員數を奏上し、此の如くにして親しく順次各隊を檢閲し給ふ。此時各隊は捧銃捧刀若くは立槍の禮を行ひ喇叭手は『君が代』の譜を奏し將校下士卒整整肅々頭を廻らして迎視目送し奉り、此の如くにして親しく各隊の前を通御あらせられ御馬をテントの前に立たせ給ふ。此に於て諸隊は指揮官の號令の下に右方に面し縦隊を作りて先頭部隊に閉收し先頭部隊より順次行進し、指揮官は 御前より六歩の處にて敬禮し六歩を過ぐれば隊を離れて 陛下の右側に至り止まる。行進しつゝあ

る諸隊も六歩前の處にて敬禮し頭を右に轉じて 陛下の方を注視し六歩を過ぎて正面に復し各隊順次行進して分列式を畢る。

至高の摸範

謹案するに軍隊を集合整飾して觀閲に供すべきは 天皇 皇后兩陛下 太皇太后陛下 皇太后陛下 皇太子 皇太子妃兩殿下 皇太孫皇太孫妃兩殿下、其他皇族殿下陸軍大臣參謀總長陸軍大將軍隊に長たる將官（所屬軍隊に限る）及外國の 皇帝 皇后皇族等なりとは陸軍禮式の定むる所にして、我が 大元帥陛下の大御心を軍事に注がせ給ふの深き、毎年兩度陸軍始と天長節とに當り、練兵場に臨幸して親しく觀兵の式を行はせ給ひ、又親しく大演習を統監し給ひたる後、及軍旗を授與あらせらるゝの際等に此式を行はせられ、此の如くにして軍隊は即ち 陛下の親しく統率し給ふものなる所以を示

し以て軍紀の振張を閲し組織訓練運動の整備を督し給ふ。歳首に於て觀兵式を行はせられたるは明治四年一月八日講武始の節舊本丸に於て兵式執行あらせられたるを始めとし、天長節に於ては同年和田倉馬場先日比谷櫻田半藏門の堀際に於て兵隊整列式執行あらせられたるを始めとす。明治五年より親しく練兵場に臨幸あらせられ爾來毎年兩度を定例とし臨時にも觀兵式を行はせられ、年を経て軍備の整頓し進歩するに共に、至高の統率者たる陛下の臨幸あらせらるる觀兵式は東洋新強國の一大偉觀とはなりぬ。

年改まり一年の計を立つべき歳首に於て陛下先づ四方拜を行はせ給ひて國家衆庶の安康を祈り給ひ、元始祭には天津日嗣の基を祝して大本に報じ給ひ、新年宴會には群臣と歡を共にし給ひ、御講書始には親しく和漢洋の典籍進講を聞召して文を勵まし給ひ、陸軍始

には親しく練兵場に臨幸して武を勵まし給ふ。陛下の臣民たるもの至高の摸範に倣ひ奉り一年の計を立つべき歳首に於て、文は文を勵み武は武を勵み農は農を勵み工は工を勵み商は商を勵むの信念を固くし、上を敬し其本に報じ、下を憐み其歡を分つの情意を厚くせば、曾つて勅語に宣らせ給へる如く『克く忠に克く孝に夫婦相和し朋友相信じ恭謙已を持し博愛衆に及ぼし徳を修め業を習ひ以て智能を啓發し國憲を守り國法に遊ひ一旦緩急あらば義勇公に奉じ』以て陛下の『忠良なる臣民たるのみならず』又以て『祖先の遺風を顯彰するに足らむ』。

英照皇太后御例祭 (二月十一日)

一月十一日は 英照皇太后崩御の日に當るを以て三十二年の當日より毎歲 皇靈殿に御祭典を行はせらる。當日午前九時より 皇靈殿の御裝飾を奉仕し同時卅分より式部職官員著床し開扉して (此間奏樂) 洗米酒餅海魚川魚鳥海菜野菜鹽水の神饌十臺を供し (此間奏樂) 祝詞を奏す。次で親王王殿下宮内大臣 (若くは次官) 宮内省勅奏任官各三名著床し、午前十時 陛下御束帶にて出御あらせられ御玉串を奉り給ひ 御拜畢つて入御あらせられ、次で 皇后陛下御玉串を奉り給ひ 御拜畢つて入御あらせられ、次に 皇太子殿下並に 皇

太子妃殿下御玉串を奉り給ひ、御拜畢つて御退下あらせらる。それより親王王殿下を始め奉り著床官員掛判任官の拜禮ありて神饌を撤し御扉を閉ぢ（此間奏樂）各員退出す。又此日諸陵寮出張所官員をして山陵に幣帛を奉らしめ御陵祭を行はしめ給ふ。

皇太后の御徳風

議案するに 英照皇太后は 先帝の皇后にて 今上陛下の御母なり。御諱を夙子スゴコと稱し奉り准三宮従一位前左大臣九條尙忠公ヒサタカ第六の御女にして御母は正二位前大納言唐橋在熙卿アキラの女なり。天保四年十二月十四日を以て御誕生あらせられ嘉永元年十二月十五日御年十六にして御入内 孝明天皇の女御に備はらせ給ひ六年五月正二位に叙し三后に准じ明治元年三月十八日御年三十六にして 皇太后と尊稱し奉らる。孝明天皇崩御あらせられてより仙洞御所に御遷居あり、五年

三月京都より行啓あらせられ四月東京なる赤阪離宮に移らせられ、六年四月を以て紫色精好金菊章の御旗を定められ行啓の際士庶途上の敬禮 聖駕に准ぜらる。七年一月青山の新宮に徙らせ給ひ之を青山御所と定め給へり。明治十年及二十年の一月には 孝明天皇の御式年祭に當り京都へ行啓あらせられ 後月輪東山陵を拜ませ給ひ、三十年一月にも御式年祭の爲め京都へ行啓あらせられんとし、折しも、假初の御病に罹らせられ寶算六十五にして十一日午後六時青山御所に崩れさせ給ひぬ。兩陛下の御哀傷は今更記し奉らん様もなし、十二日より五日間の廢朝を仰出され更に十一日より一週年の宮中喪（二期二十五日間二期二十五日間三期三百十五日間）を仰出され臣民一同も三十日の喪期を畏こみ慈愛に富ませ給へる國祖母の君を哭する赤子の至情を捧げぬ。

畏こくも 皇太后の御性質端正溫和にましませしことは天下億兆の
仰ぎ奉りし所にして攝家の深宮に在しても萬質素を旨となし給ひ、
九重の尊位に備はらせられても愈々御儉徳を積ませ給ひ、嘉永癸丑
の頃より國事多端の折ふしは 孝明天皇の叡慮に添はせ給ひ大御世
の爲めに深く御心を注がせられ、明治の初年 今上御幼冲に渡らせ
給ひし程も種々御心を盡させ給ひ、殊に御慈愛深くましまし豫ねて
女工の事にも御心を留めさせられ、古の 聖天子淑皇后の御例を面
たり御苑の内に養蠶場を興させられ最と尊き御身にてありながら御
親ら事を取らせ給ひて御許人等をも奨め勵まし給ひしは申すも恐多
きとにこそ。然れば崩御の事を承はりて天下の萬民悲歎の涙に沈ま
ざるものなかりき。斯くて 御櫃は此年の二月二日と云ふに百僚供
奉して出立たせ給ひ同じ三日に京都大宮御所に著かせ給ひ同じ七日

に泉涌寺後山に藏し奉り九日に 後月輪東北陵と稱え奉り給ふ。

英照皇太后御例祭次第

- 午前九時御殿ノ御裝飾ヲ奉仕ス
- 同時三十分式部職官員著床
- 次開扉
- 此間奏樂
- 次神饌ヲ供ス
- 此間奏樂
- 次祝詞
- 同第十時
- 出御
- 先是親王王薨宮内大臣次官ノ内一名宮内省
- 勅奏任官各三名著床
- 次御玉串ヲ奉リ給ヒ 御拜畢テ 入御
- 此間著床ノ諸員起ツ
- 次 皇后陛下御玉串ヲ奉リ給ヒ 御拜畢テ 入

御

- 此間著床ノ諸員起ツ
- 次 皇太子殿下御玉串ヲ奉リ給ヒ 御拜畢テ
- 御退下
- 此間著床ノ諸員起ツ
- 次 皇太子妃殿下御玉串ヲ奉リ給ヒ 御拜畢テ
- 御退下
- 此間著床ノ諸員起ツ
- 次親王王拜禮
- 次宮内大臣次官ノ内一名薨著床ノ宮内省勅任官
- 拜禮
- 次著床ノ宮内省奏任官拜禮
- 次掛列任官拜禮
- 次神饌ヲ撤ス
- 此間奏樂

次閉原
此間奏樂

次各退出

五十

歌御會始（二月十八日）

歌御會始は宮中御歌會の御發會とも申すべき御儀式にて、毎年一月十八日（日曜日に當る時は他日に仰出さる）宮中風凰之間に於て行はせらる。豫め題者點者奉行讀師講師發聲講頌の諸役を定められ、又御題を仰出されて一般臣民の詠進を許さる。當日午前十時、題者點者以下の諸役特に召されたる皇族大臣以下著床して、奉行より出御を奏請すれば、兩陛下には宮内大臣侍從長侍從武官長侍從皇后宮太夫女官等を從へて出御あらせらる。御式場の模様を漏れ承はるに聖上は右に、皇后宮は左に御著床あらせられ、聖上の御側には大臣

以下著床、皇后宮の御側には皇后宮太夫以下著床し、廳て讀師は披拂の床に進み著き次で講師發聲講頌の諸員進みて著床し、題者點者奉行は講師の後方適宜の處に著床し、場外御廂下には讀師控御歌所諸員特に許されたる拜觀者等列席す。斯くて讀師は懷紙を左の方に取置き、御硯蓋を仰向け其上に懷紙を、御前に向けて引延し置き下臈より讀む。講師は先づ『年の始めに……』と云へることを仰言によりて詠める歌』と高らかに詠進者の姓名をも讀上げ句讀明白に其歌を讀み、次で發聲其初句を朗詠すれば講頌の諸員同音に第二句より講頌す。此の如きこと各一反にして順次上臈に至る。親王王同妃殿下の御詠進は講頌二反し、東宮同妃兩殿下の御歌は別の案上に置かれたるを讀師御懷紙を御硯蓋の上に置き講師發聲以下起立拜見、復席して講頌すると二反。

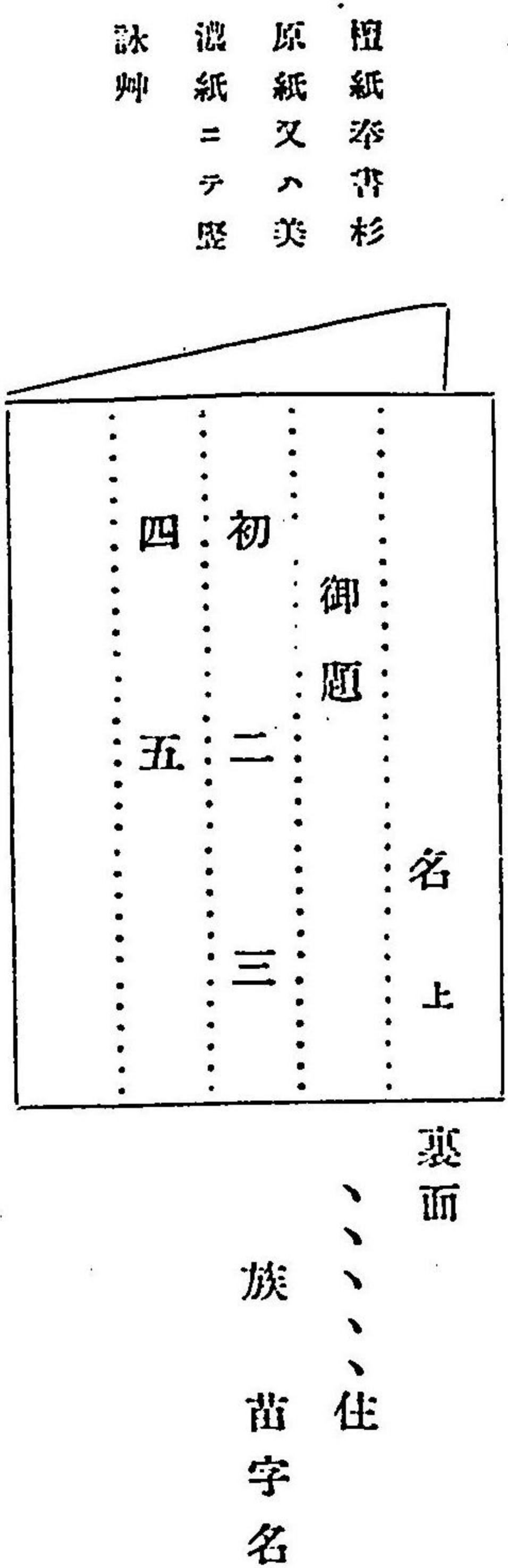
次で讀師は、皇后宮の御前に參進し御懷紙を賜はり復床して御硯蓋の上に置き、講師發聲以下起立して之れを拜見復床して講頌すると三反にして讀師之を返上し、次で、聖上の御前に參進して御懷紙を賜はり復床して御硯蓋の上に置き、講師の方に向ふ。發聲及講頌の諸員起立拜見の後講頌すること五反にして讀師之を返上す。以上の如くに式を畢り、兩陛下入御あらせられ各員退出し所役には酒饌を賜ふ。所役の内題者點者は御歌所長之を承はり其他は華族及御歌所の官員に仰付らるゝを常とす。

又毎月の御歌會は豫め仰出されたる御兼題によりて、毎月五日（一月は廿五日）御歌所の諸員を召して詠進せしめらる。又當座の御題賜ひ各詠進せしめ給ふと承はる。

皇室と和歌

謹案するに我が國歌たる三十一文字の御會始は古來の御儀式にて、維新の後も明治三年以後年々之を行はせられ最初には皇族華族勅任官をして詠進せしめ給ひしが、明治五年より『判任官に至るまで歌道に心懸け有之輩は詠進可致』と仰出され、明治七年よりは一般臣民に詠進を許され、其歌は御歌所に於て取重ね各府縣に區別して製本し當日御覽に供へ奉りたり。斯く一般臣民に詠進を許し給ひたるのみならず明治十二年よりは一般臣民の詠進中より屬籍の尊卑官位の有無を論せず點者の選抜に預りたる秀逸の歌五六首を一座の懷紙に加へ、御前に於て披講せしめらるゝことゝなりぬ。而して遠隔の地詠進の便を謀らせ給ひ最初には毎年歳首に御題を選定布達せしめ給ひしを、前年十一月中に題者に御題を選定せしめられ勅裁を経て

之を公示せられ、又詠進の書式を左の如く定められたり。



宮中の御會に臣民の詠進を許され其歌どもを御覽あらせらるゝだに前古未曾有の恩典なるに、兩陛下の御前に於て畏こくも、御製ご同時に披講せしめらるゝは、洵に照代の盛事にして臣民の光榮限りなきこと、申すべし。

明治三年御題 春來日暖

明治四年御題 貴賤迎春

明治五年御題 風光日々新

御 製 ひにそへてけしきやはらく春の風

四方のくさ木にいよふかせむ

皇后宮御歌 しきしまやたしき道の春かせは

きのふにけふとよにのどかなり

明治六年御題 新年祝道

御 製 年立ちて祝ふにいとすくなれと

わか世の道をおもひけるかな

皇后宮御歌 あらたまるとしの光によろつ民

いよくみかけあめつちのみち

明治七年御題 迎年言志

御 製 祝ふそよつかふる人もほとくの

みちにたかはぬ年のはしめを

皇后宮御歌 はつくにをしらしみよのすかたにも

たちかへりゆくとしのゆたけさ

明治八年御題 都鄙迎年

御 製 みやこにも遠き里にもわたらしき

おなし年をはうちむかへつゝ

皇后宮御歌 ひなみやこむかふるとしの長閑さに

しらすくもうたふよみかな

明治九年御題 新年望山

御 製 わたらしき年を迎へて富士の根の

皇后宮御歌

高きすかたをわふき見るかな
ゆたかなる年のひかりもそへてけり
雪をときはのふしのしはやま

明治十年御題

松不改色

御製

ふかみどり色もかはらぬ松か枝の

常盤かきはのすゑいはふなり

皇后宮御歌

きみとおみの心のいろにうつさはや

いつもかはらぬまつのみとりを

明治十一年御題

鶯入新年語

御製

わたらしき年のほきこといふ人に

おくれぬ今朝のうくひすのこゑ

皇后宮御歌

まつりことおこたらぬようくひすも

としのはつ音をいそくなるらむ

明治十二年御題

新年祝言

御製

あらたまの年もそはりぬけふよりは

民のこゝろやいとゝひらけむ

皇后宮御歌

日のみはたたかくかゝけて國たみの

わふくやとしのひかりなるらむ

明治十三年御題

庭上鶴馴

御製

なれくへたて心もなかりけり

吾かこゝのゑの庭にすむつる

皇后宮御歌

いつくしみひろき御園にすむたつは

もとのさはへもおもはさるらむ

明治十四年御題

竹有佳色

御製

植え置きし庭のくれたけ代々をへて

かはらぬ色のたのもしきかな

皇后宮御歌

すめらきのちよをねさしの吳竹は

ともすゑおなしみどりなりけり

明治十五年御題

河水久澄

御製

昔よりなかれたえせぬ五十鈴川

猶よろつよも澄まんとそおもふ

皇后宮御歌

あまつ日のてらさむかきり神風や

みもすそかはのすゑはにこらし

明治十六年御題

四海清

御製

沖つ浪よりくる舟もとしくくに

數そふ世こそたのしかりけれ

皇后宮御歌

大やしきみうつくしみのひろき世は

なみのちさともとなりなりけり

明治十七年御題

晴天鶴

御製

富士のぬもはるかにみえてあしたつ

たち舞ふそらそのどけかりける

皇后宮御歌

あふきみる朝日まはゆき大そらに

たつかねたかくきこえけるかな

明治十八年御題

雪中早梅

御製

ふりつもるこすゑの雪をはらはせて

けさこそみつれ梅のはつはな

皇后宮御歌

つかさ人きみをこそほく大庭に

ゆきまのうめもさきそめにけり

明治十九年御題 緑竹年久

御 製 九重のうてなの竹のふかみどり

かはらぬかけそ久しかりける

皇后宮御歌 としくに緑そひゆくくれたけの

影こそ千代のすかたなりけれ

明治二十年御題 池水浪静

御 製 池水の上にもしるし四方のうみ

浪しつかなるとしのはしめは

皇后宮御歌 のとかなる年やたつらむおほ庭の

みいけのきしに寄るなみもなし

明治二十一年御題 雪埋松

御 製 うなはらは緑にはれて濱松の

こすゑさやかにふれるしらゆき

皇后宮御歌 ふる雪をしのきてたてる松にこそ

千とせへぬへき影は見えけれ

明治二十二年御題 水石契久

御 製 さゝれ石の巖ごならむすゑまでも

いすゝのかほの水はにこらし

皇后宮御歌 萬代の龜いしにこそかゝりけれ

なかれたえせぬ宇治のかはなみ

明治二十三年御題 寄國祝

御 製 あらたまの年を迎へてよろつ民

ひとつこゝろに國いはふらし

皇后宮御歌 かみ代よりねさしかはらぬあしらはの

國のさかえそかきりしられぬ

明治二十四年御題 社頭祈世

御 製 とこしへに民安かれといのるなる

わか代をまもれ伊勢のおほかみ

皇后宮御歌 かみかせの伊勢のうちごの宮はしら

ゆるきなき世をなほいのるかな

明治二十五年御題 日出山

御 製 やまのはにかゝれる雲も晴れそめて

のほる朝日のかけのさやけさ

皇后宮御歌 岩戸あけしかみよおほえて山のはを

いつるあさ日の影そまはゆき

明治二十六年御題 巖上龜

御 製 ゆるきなきわきつ島根の岩の上に

よろつ代しめてかめはすむらむ

皇后宮御歌 よろつ代を君にさゝけて大にはの

岩根ゆたかに龜のあそへる

明治二十七年御題 梅花先春

御 製 春風もふくこゝちしてあらたまの

としのはつ日に匂ふうめかな

皇后宮御歌 さしのほる朝日のとけき大にはに

春もまぢあへすにほふうめかな

明治二十八年御題 寄山祝

御 製 天の下にきはふ世こそたのしけれ

やまの奥までみちのひらけて

皇后宮御歌　あまつ日の光をうけてくらゐ山

身のほとく／＼にのほるみよかな

明治二十九年御題　田家煙

御　製　小山田のさとの煙もどしく／＼に

立ちそふ世こそたのしかりけれ

皇后宮御歌　われごむごみそなはすらし遠近の

たつらのけふりにきはひにけり

明治三十三年御題　松上鶴

御　製　風の音は静まりはてゝ千代よはふ

たつかねたかしみねのまつはら

皇后宮御歌　さかえゆく御園の松にひなつるの

千代のはしめの聲をきかはや

東宮御歌　山松のこすゑにすたつひなつるも

あやにならひて千代よはふなり

明治三十四年御題　雪中竹

御　製　この上にいくへふりそふ雪ならむ

たかむらたかくなりまさりつゝ

皇后宮御歌　よの程のあらしはたえてくれ竹の

雪しつかにもあくるそらかな

東宮御歌　ふりつもるまかきの竹のしら雪に

世のさむけさを思ひこそやれ

東宮妃御歌　かきりなき君かちとせもこもるらむ

竹のはやまにふれるはつゆき

明治三十五年御題　新年梅

御製 たちかへる年の朝日にうめの花

かをりそめけり雪間なからに

皇后宮御歌 大君のちよたの宮の梅のはな

ゑみほころひぬ年のはしめに

東宮御歌 わらたまの年のはしめのうめの花

見るわれさへにほゝえまれつゝ

東宮妃御歌 わたらしき年のほきこといひかはず

そてにもかをる梅のはつはな

明治三十六年御題 新年海

御製 わつさゆみ八洲の外もなみかせの

しつかなる世のとし立ちにけり

皇后宮御歌 いくさふねいかりおろしてわた浪も

おとせぬ御代の年いはふらし

東宮御歌 ふねことにしるしの旗手うちなひき

うらにきはしく年たちにけり

東宮妃御歌 年浪のたてるわしたはうなはらも

わらたまりぬるこゝちこそすれ

備考

勢多章甫嘉永年中行事摘録

兼て御題を定めらる。親王方へは勾當内侍奉書にて参る。攝家大臣などは御會奉行より折紙にて觸れ知らする也。乗燭の比各参らる。御引直衣に生の御袴めして小御所の上段に出御なる。

中段の中央に文臺を設け兼て玉卿の懷紙を重ね置く。次に親王家攝家中段の左右に座せらる。東は攝家西側は親王なり。公卿は下段殿上人は庇の座常の如し。次に讀師講師發聲の衆文臺の左右に候す講頌の人々は其後の方なり。次に講師懷紙を抜き下龍より講ぜらる。大臣二反卿相以下一反なり。講しはて、讀師更に御前に進み御製を申出し講す七反なり。終りて入御なりぬ。其後親王關白以下へ休所にて一献を賜ふ。殿上人酌にて加へ島臺の物出る。卿相以下は虎間にて賜ふなり。月次御會は御學問所又は御小座敷にて行はる、御會の作法は替る事なし。

孝明天皇御例祭 (一月三十日)

一月三十日は明治改暦の後 孝明天皇崩御の日に當るを以て 皇靈殿に於て御親祭を行はせらる。先づ當日午前八時より御殿の御裝飾を奉仕し式部職官員著床開扉して調理の神饌飯餅海魚川魚鳥海菜野菜菓鹽水(御盃)及酒二瓶を供し(此間奏樂)祝詞を奏して後神饌を撤し閉扉し(此間奏樂)各員退出して御例祭朝の次第を畢る。更に午前九時より御親祭あり。式部職官員著床開扉して調理の神饌飯餅海魚川魚野鳥水鳥海菜野菜菓作菓鹽水(御盃)以上十一臺及酒二瓶を供し、御幣物には紅白絹各三匹晒布三匹を供し(此間奏樂)

親王王殿下大勳位親任官公爵従一位勳一等一等官侯爵正二位二等官
 麿香間祇候錦鶏間祇候諸員の著床あり、陛下には午前十時御東帯に
 て出御あり御玉串を奉り給ひ、御拜御告文を奏し入御あらせらる、
 次に、皇后陛下御玉串を奉り給ひ、御拜畢つて入御あらせられ、次
 に、皇太子殿下、皇太子妃殿下御玉串を奉り、御拜畢つて御退下。
 それより親王王殿下を始め奉り著床の諸員及宮内省奏任官掛判任官
 の拜禮順次式の如くにして御幣物及神饌を撤し閉扉して（此間奏樂）
 各員退出す。正午十二時に至りて式部職官員著床して閉扉し、同時
 より午後一時まで伯子男爵従二位以下及勳二等以下神佛各宗派管長
 奏任官准奏任奏任待遇門跡寺院住職等参拜し、一時より二時まで判
 任官准判任判任待遇のもの参拜するを許さる。
 更に夕の御祭典あり。午後五時式部職官員著床開扉し神饌を供し

（此間奏樂）祝詞を奏し、五時卅分、陛下出御、御拜畢つて入御あ
 らせられたる後に御神樂あり。其神事は略々、賢所御神樂に同じ。
 御神樂の神事畢りて神饌を撤し閉扉し（此間奏樂）各員退出して、
 御例祭の次第を畢る。以上の如く宮中にて御祭典を行はせらるゝと
 共に豫しめ勅使を、後月輪東山陵に遣はされ、幣帛を奉らしめ、諸
 陵寮出張所官員をして洗米餅酒海魚川魚野鳥水鳥海菜野菜鹽水の
 神饌十一臺を供して御陵祭を行はしめ給ふ。又地方官は縣廳或は最
 寄神社に於て遙拜し人民も最寄神社に於て遙拜し奉る。

先帝の御遺徳

謹案するに、孝明天皇は、今上陛下の御父天皇なり、故に毎年御例
 として木日特に此御祭典を行はせらる。天皇御諱を統仁と稱し奉る。
 仁孝天皇第四の御子にして御生母は新待賢門院藤原雅子と申し贈左

大臣正親町實光公の女なり。天保二年六月十四日を以て降誕坐まし
 同月二十日照宮と稱し奉る。六年六月廿一日准后藤原祺子の御養子
 とならせ給ひ同年五歳にて儲君となり准后の御殿に移らせ給ひ同年
 九月十八日親王に立せ給ひ十一年三月十四日御年十歳にて皇太子に
 立せられ十五年三月廿七日御元服あらせられたり。

御年十六歳にて踐祚あらせられたるは弘化三年二月十三日、即位の
 禮を行はせられたるは翌四年九月廿三日、大嘗會を行はせられたる
 は嘉永元年十一月廿一日にして、露西亞の軍艦が北の方蝦夷の地を
 脅かし英吉利の軍艦が南の方長崎の港を擾がしたるより殆四十年を
 經て異國船の近海に出沒するもの愈々多く、而して御踐祚前の四年
 即天保十三年には異國船打拂の令は撤せられて薪水の需めに應ずべ
 き旨の諭達となり、御踐祚の前二年即弘化元年七月には和蘭國王よ

り鎖國政策を以て世界の大力に逆ふを不可とする忠告書幕府に達し
 たり。斯く外には世界強國の迫り来るあり内には因循なる幕府の威
 を失して末路に近づき行くあり、御踐祚の後七年即嘉永六年六月米
 使ベルリが軍艦を率ゐて浦賀に來り九月露使ブーチャチンが長崎に
 來りてより、國歩益々困難にして志士或は此金甌無缺の帝國を奈何
 せんと慨歎するに至れり。されば歷朝 天皇の御中に於て申すも畏
 こきことながら 孝明天皇の如く宸襟を惱ませ給ひたる例を聞かず。
 英武なる 天皇が國を憂ひ民を思ひ給へる御治世の間に、外邦に對
 しては圓滑なる交際の効果を收め内に於ては維新中興の政治を行ひ
 國力を増し國威を輝かし給ふの端緒開けたりと申すべし。安政五年
 米利堅合衆國との條約締結より引續きて各國との條約締結の如き、
 萬延元年米國へ使節及軍艦派遣の如き、前代未聞のことにして而も

天皇の御代に起りたる大事を列舉せば一朝一夕にして盡すべくもわ
 らず、而して此等の重大事件は皆 孝明天皇の御代に其芽を萌し明
 治の御代に至りて其實を結びたり。例せば 天皇の御代に其芽を萌
 したる各國の條約が明治三十二年七月の改正條約實施に至りて善果
 を結びたるが如き、最著しき一例にして 今上の御威靈は申すまで
 もなく國民たるもの 先帝の御遺徳を銘して忘るゝとなかるべし。
 嘉永元年十二月十五日女御入内あり左大臣九條尙忠公ヒサタカの御女にして
 從三位藤原夙子フキコと稱し奉る。慶應二年十二月二十五日 天皇平安京
 の内裏にて崩れ給ふ。御年三十七歳。御在位二十年。泉涌寺山内の
 山陵に葬り奉り慶應三年二月十六日御謚を 孝明天皇と稱し奉り御
 陵を 後月輪東山陵と稱し奉る。然るに崩御の日は太陽曆の一月三
 十日に當るを以て、改曆の後特に當日を御祭日と定められたり。

孝明天皇御例祭朝次第

午前第八時御殿ノ御裝飾ヲ奉仕ス
 次式部職官員著床
 次 皇靈殿開扉
 此間奏樂
 次神饌ヲ供ス
 此間奏樂
 次祝詞
 次神饌ヲ撤ス
 此間奏樂
 次閉扉
 此間奏樂
 次各退出
 御親祭次第
 午前第九時式部職官員著床
 次 皇靈殿開扉
 此間奏樂

次神饌及御幣物ヲ供ス

此間奏樂

同第十時

出御

先是親王王大勳位親任官公爵從一位勳一等
一等官侯爵正二位二等官爵香間祇候錦鶴間
祇候著床

次御玉串ヲ奉リ給ヒ 御拜御告文ヲ奏シ給フ畢
テ 入御

此間著床ノ諸員起ツ

次 皇后陛下御玉串ヲ奉リ給ヒ 御拜畢テ 入
御

此間著床ノ諸員起ツ

次 皇太子殿下御玉串ヲ奉リ給ヒ 御拜畢テ
御退下

此間著床ノ諸員起ツ

次 皇太子妃殿下御玉串ヲ奉リ給ヒ 御拜畢テ

御退下

此間著床ノ諸員起ツ

次親王王大勳位親任官公爵從一位勳一等官

侯爵正二位二等官

次宮内省奏任官拜禮

次掛列任官拜禮

次御幣物及神饌ヲ撤ス

此間奏樂

次閉扉

此間奏樂

次各退出

正午十二時式部職官員著床

次 皇靈殿開扉

同時ヨリ午後第一時迄伯子男爵從二位以下及勳

二等以下神佛各宗派管長奏任官准奏任奏任符

遇竝門跡寺院住職ノ輩參拜

午後第一時ヨリ同第二時迄列任官准列任列任

待遇ノ輩參拜

次閉扉

次各退出

夕次第

午後第五時式部職官員著床

次 皇靈殿開扉

此間奏樂

次神饌ヲ供ス

此間奏樂

次祝詞

同第五時三十分

出御 御拜畢テ 入御

此間著床ノ諸員起ツ掌典賢木ノ枝ヲ入長ニ

授ク

次御神樂

次御神樂畢テ人長賢木ノ枝ヲ掌典ニ致ス掌典之

ヲ執テ直ニ献上

次神饌ヲ撤ス

此間奏樂

次閉扉

此間奏樂

次各退出

皇靈殿祈年祭 (二月四日)

祈年祭班幣を行はせらる、日即二月四日 皇靈殿に祈年祭を行はせらる。當日午前九時御殿の御裝飾を奉仕し十時式部職官員著床開扉し (此間奏樂) 折敷高坏六本立折櫃廿合酒二瓶の神饌及御幣物を供し (此間奏樂) 祝詞を奏し次で御幣物及神饌を撤し閉扉して (此間奏樂) 各員退出す。

謹案するに明治四年二月四日神祇官に於て祈年祭を行はれ、神宮への幣帛を發遣し諸神社へは官幣を奉り、同官御鎮座の 入神 天神 地祇 皇靈の三前にも特に幣帛を奉られたり、之を 皇靈殿に祈年

祭を行はせらるゝ濫觴とす。其後種々の沿革を経て 皇靈殿に於ける祈年祭は二月四日を以て 賢所 神殿に於ける祈年祭は二月十七日を以て行はせらるゝことゝなりたり。

皇靈殿祈年祭次第

午前第九時御殿ノ御裝飾ヲ奉仕ス

同第十時式部職官員著床

次開扉

此間奏樂

次神饌及御幣物ヲ供ス

此間奏樂

次祝詞

次御幣物及神饌ヲ撤ス

此間奏樂

次閉扉

此間奏樂

次各退出

祈年祭班幣 (二月四日)

祈年祭とは年穀の豊熟を祈らせらるゝ御儀なり。蓋し年とは稻穀の一年毎に必成就するより起れる名なるを以て年を祈ると云へば即五穀の豊穰を祈る所以なり。而して班幣とは讀んで字の如く年穀の豊熟を祈らるゝが爲に全國の官國幣社に幣帛を奉らるゝに付き、二月四日宮内省に於て幣帛神饌料等を頒ちて送出すの儀あり之を祈年祭班幣といふなり。先づ 神宮への幣帛は特に勅使を派遣し十七日を以て奉らしめ給ひ、官國幣社への幣帛神饌等の料は當日發遞し所管の地方廳に送附し知事若くは書記官等をして各神社に奉らしめ給

謹案するに祈年祭の起原は昔大地主神オホクニヌシノカミが白馬白猪白鷄を供へて御歳神を和め祭りし事ありしを縁とし皇孫尊降臨の時より行はせられたるものゝ如し。或は天武天皇四年二月此祭を行はれたるを起原と説くものあれども、此は事の起原と其が記録に載せられたる始めとを混同したる説なるべし。爾後種々の沿革あり後土御門院天皇の寛正七年二月までは此祭を行はれしも翌應仁元年の大亂より他の式典と共に中絶したりしを、維新の後明治二年二月廿八日御再興あらせられし以後數回の沿革を経て現今の如くなりぬ。

賢所神殿祈年祭 (二月十七日)

二月十七日は伊勢神宮に於て祈年祭を行はるゝが故に宮中に於ても賢所神殿に祈年の御祭典を行はせらる。其御儀は午前九時御殿の御裝飾を奉仕し式部職官員著床し賢所神殿を開扉し(此間奏樂)賢所には折敷高坏六本立折櫃廿合酒二瓶を神殿には洗米酒餅海魚川魚野鳥水鳥海菜野菜菓鹽水以上十一臺の神饌を供す(此間奏樂)次で祝詞を奏し賢所御鈴の儀あること恒の如し。次で神饌を撤し閉扉して(此間奏樂)賢所神殿に於ける祈年祭の次第を畢る。皇靈殿には班幣の日即二月四日に祈年祭を行はせらるゝこと既に記

述したる如し。

謹案するに 賢所の御前に特に祈年祭を行はせらるゝ事は古來其例を聞かず。皇靈殿に祈年祭を行はせらるゝとは 皇靈殿祈年祭の條下に述べたる如く明治四年二月四日神祇官に於て同官御鎮座の 八神 天神地祇 皇靈の三前に幣帛を奉り御神樂を行はれたるに始まりしが、同四年九月三十日に至り 皇靈の一座神祇官より 賢所の御側に御遷座となりしより翌五年二月四日神祇官に於て前年の如く八神並に 天神地祇の二前に祈年祭を行はるゝに付き 皇靈の御前にも此祭を行はれんとするに 皇靈は當時 賢所と御同殿なりしを以て此年より 賢所の御前にも祈年祭を行はせらるゝこととなりぬ。之を 賢所祈年祭の始めとす。其後 八神 天神地祇の二座も 賢所の御側に御遷座あり二座を合せて 神殿と稱し奉ることとなりて

明治六年には同日を以て 賢所 皇靈殿 神殿共に祈年祭は行はれしを七年より 皇靈殿には二月四日即ち班幣の日を以て之を行はれ賢所 神殿には十七日即 神宮に幣帛を奉らるゝ日を以て之を行はせらるゝ事となり爾來今日に至るまで變更あることなし。

備考

(其一) 公事根源 祈年穀奉幣摘録

是は二月七月二たびありよき日して奉らる。二十二社也。伊勢石清水賀茂下上松尾平野稻荷春日大原野大神石上大和廣瀬龍田住吉日吉梅宮吉田廣田祇園北野丹生貴船これなり。八幡の使は中納言賀茂平野松尾春日は宰相、その外はみな四位五位の使な

り。廿二社おのゝ宣命あり。伊勢は花田の紙、賀茂松尾は紅梅、其外はみな黄なる紙にかく。天武天皇四年正月諸社に幣を奉らる。天慶六年五月年穀を祈らんがため十一社に奉幣ありと見えたり。

備考

(其二) 公事根源 祈年祭摘録

是は皇大神宮以下三千一百卅二座の神を祭らせ給ふ。其處のたしかならざるもあり。國々におのゝ幣をつげらる。諸國にも年こひのまつりをば行ふ也。周禮に祈年は豊年をもとむるなりと見えたり。神祇官にて行はる。辨かねてより諸國のめし物をもよほしとのふ。白猪白鶏やうのものなり。天武天皇四年二月にはじめて此祭あり。大かた祈年の祭月次^{ツキマ}兩度神嘗祭をば四

箇の祭として國の大事とする也。

賢所 祈年祭次第

午前第九時御殿ノ御裝飾ヲ奉仕ス

同第十時式部職官員著床

次 賢所 神殿開扉

此間奏樂

次神饌ヲ供ス

此間奏樂

次祝詞

次神饌ヲ撤ス

此間奏樂

次閉扉

此間奏樂

次各退出

紀元節（二月十一日）

（一）御祭典

二月十一日は 神武天皇大和國橿原宮に即位の禮を行ひ給ひかのよち辛酉の歳を以て元年と定め紀元を立て給ひたる日に當るを以て 皇靈殿に於て 御親祭を行はせられ 賢所をも御拜あらせらる。此御祭典は有るが中にも殊に嚴かにして、先づ朝の御次第は午前八時、御殿の御裝飾を奉仕し式部職官員著床して開扉し神饌（孝明天皇祭朝の次第に同じ）を供す（此間奏樂）。畢つて祝詞を奏し次で神饌を撤し閉扉す（此間奏樂）次で 御親祭及夕の御祭典をも行はせらるゝこと

孝明天皇御例祭の如し。即 御親祭は午前九時より式部職官員著床して 皇靈殿を開扉し神饌及び御幣物（孝明天皇祭御親祭に同じ）を供し、次で親王王殿下大勳位親任官公爵従一位勳一等官侯爵正二位二等官爵香間祇候錦鶏間祇候著床す。陛下には午前十時御束帯にて出御あらせられ御玉串を奉り給ひ 御拜御告文を奏し給ひ次で賢所 御拜あらせらる。御鈴の儀あること恒の如く畢つて入御あらせられ、次に 皇后陛下御玉串を奉り給ひ 御拜畢つて入御あらせらる。次に 皇太子殿下並に 皇太子妃殿下御玉串を奉り 御拜畢て御退下あらせられ、次で親王王殿下を始め奉り著床の諸員宮内省奏任官掛判任官の拜禮ありて後御幣物及神饌を撤し閉扉す（此間奏樂）。以上を御親祭の次第とす。午後百官の参拜あり即正午十二時より式部職官員著床して開扉し、同時より午後一時まで伯子男爵従

二位以下及勳二等以下神佛各宗派管長奏任官准奏任待遇並に門跡寺院住職の参拜を許され、午後一時より二時まで判任官准判任判任待遇の参拜を許さる。更に夕の御祭典あり午後五時より式部職官員著床して開扉し神饌を供し（此間奏樂）祝詞を奏す。午後五時三十分 陛下出御あらせられ 御拜畢つて入御あらせらる。次で掌典賢木の枝を人長（人長とは神靈と人との間に介し神意を奉承するに擬するなることは 賢所御神樂の條に説く所の如し）に授け御神樂あり、神饌を撤し閉扉し（此間奏樂）嚴肅なる紀元節御祭典を畢る。又地方官並に人民の遙拜は 孝明天皇御例祭の時に同じ。

（二）紀元節の由來

謹案するに紀元節御祭典は主として 皇祖神武天皇を祭らせ給ふ御儀式なるを以て 賢所並に 神殿には別に御祭典を行はせられず。

扱當日を以て祝日と立られたるは明治五年一月廿九日を以て始めとす。然るに其年の十一月九日改暦の詔を發せられ太陰暦を廢し太陽暦を御頒行あらせらるゝ事となりしにつぎ、翌六年一月四日に至り從來の人日上巳端午七夕重陽の五節を廢せられ 神武天皇御即位日及天長節の兩日を以て今後の祝日と定められ、隨て同年三月七日を以て當日を紀元節と稱せらるゝことゝはなりぬ。其始め正月廿九日を以て行はれしを改暦の後推歩するに太陰暦の此年正月廿九日は太陽暦の二月十一日に當るを以て明治七年以降は二月十一日を以て紀元節御式典を行はせらる。皇祚天壤と共に窮なくして紀元節の御式典殊に嚴なることは前條に述ぶる所の如し。

(三) 宮中御宴及諸臣參賀

皇祚天壤と共に窮なく群臣と共に嘉節を祝し給ふ。當日は三大祝

日の一として皇族殿下を始め諸臣に至るまで補宴を賜ひ又諸臣の參賀を受けさせ給ふ。在京親王王殿下大勳位親任官公爵從一位勳一等一等官侯爵正二位二等官爵香間祇候錦間祇候貴族院議長衆議院議長(兩院議長の參賀は明治三十二年の紀元節より始まり自今帝國議會開會中に限り新年宴會紀元節宴會天長節宴會に召さるゝことゝ御治定あらせられたり) 各國公使等の内外貴紳は午前十一時四十分參内し、正午十二時宮中豊明殿にて御陪宴の榮を賜ふこと新年宴會の時の如し。御宴開かるゝや 陛下には此嘉節に百官及各國使臣と祝宴を開くことを喜ばせらるゝ旨の勅語あらせられ、總理大臣より群臣を代表し 皇祚の無窮ならんことを祝し奉る旨を奏答し首座公使より各國公使を代表して祝辭を答奏す。

伯子男爵及有位華族は午前十一時半より參賀し宮中東溜之間に於て

酒饌を賜はり、奏任官有位有勳者奏任待遇神佛各宗派管長門跡寺院
住職は正午十二時より午後一時までに参賀し、奏任官には各廳に於
て酒饌を賜ふ。又議會開會中に限り貴衆兩院議員は午前九時より十
時までに参賀し各議院に於て酒饌を賜ふ。又在地方の高等官並有爵
有位有勳者賀表を奉ること新年の時に略々同じ。

備考

舊事本紀 卷七摘録

己未年三月辛酉朔丁卯、下令曰、自我東征於茲六年矣、賴以皇天之
威、凶徒就戮、雖邊土未情、餘妖尚梗、而中州之地無復風塵、誠宜恢廓
皇都規模、大壯而今、運屬屯蒙、民心朴素、巢栖穴住、習俗惟常、夫大人立

制義必隨時、苟有利民、何妨聖造、且當披拂山林、經營宮室、而恭臨寶位、
以鎮元元、上則答乾靈授國之德、下則弘皇孫養正之心、然後兼六合以
開都、掩八紘而爲宇、不可乎、視夫畝傍山東南、樞原地者、蓋國之塊區、
乎、庚辰詔有司、經始帝宅、天太玉命孫天富命、率手汎帆、負彥狹智二神
之孫、以齋斧齋鉏、始採山材、構立正殿、故所謂於畝傍之樞原也、太立宮
柱於底盤根、峻峙搏風於高天之原、而始取天下之天皇草、創天基之日
也。

辛酉爲元年、春正月庚辰朔、都樞原宮肇、即皇位、尊正妃媛、蹈鞠五
十鈴媛命、立爲皇后、則大三輪大神女也、宇摩志麻治命、奉獻天瑞寶、乃
堅神橋、以齋亦立、今木亦五十櫛、刺繞於布都主劍大神、崇齋殿內、藏
于十種寶、以待近宿、因號足尼、其足尼號從此而始矣、天富命率諸忌
部、捧天璣鏡劍奉安正殿、天種子命奏天神壽詞、即神世古事類是也、宇

摩志麻治命率內物部乃堅矛柝嚴增威儀也道臣命帥來目部護衛宮
門掌其開闔矣並令四方之國以觀天位之貴亦俾率土之民以示朝廷
之重者也于時皇子大夫率群官臣連伴造國造等元正朝賀禮拜也
凡厥即位賀正建都踐祚等事並發此時矣

紀元節御祭典朝次第

- 午前第八時御殿ノ御裝飾ヲ奉仕ス
- 次式部職官員著床
- 次 皇靈殿開扉
- 此間奏樂
- 次神饌ヲ供ス
- 此間奏樂
- 次祝詞
- 次神饌ヲ撤ス
- 此間奏樂
- 次閉扉

此間奏樂

- 次各退出
- 御親祭次第
- 午前第九時式部職官員著床
- 次 皇靈殿開扉
- 此間奏樂
- 次神饌及御幣物ヲ供ス
- 此間奏樂
- 同第十時
- 出御

- 先是親王王大勳位親任官公爵從一位勳一等
一等官侯爵正二位二等官爵香間祇候錦織間
祇候著床
- 先 皇靈殿へ御玉串ヲ奉リ給ヒ 御拜御告文ヲ
奏シ給フ
- 次 賢所 御拜御玉串ヲ奉リ給ヒ 入御
此間著床ノ諸員起ツ
- 次 皇后陛下
皇靈殿へ御玉串ヲ奉リ給ヒ 御拜奉テ 入御
此間著床ノ諸員起ツ
- 次 皇太子殿下
皇靈殿へ御玉串ヲ奉リ給ヒ 御拜奉テ御退下
此間著床ノ諸員起ツ
- 次 皇太子妃殿下
皇靈殿へ御玉串ヲ奉リ給ヒ 御拜奉テ御退下
此間著床ノ諸員起ツ
- 次親王王大勳位親任官公爵從一位勳一等一等官
侯爵正二位二等官爵香間祇候錦織間祇候拜禮
次宮内省奏任官拜禮

- 次掛列任官拜禮
- 次御幣物及神饌ヲ撤ス
- 此間奏樂
- 次閉扉
- 此間奏樂
- 次各退出
- 正午十二時式部職官員著床
- 次 皇靈殿開扉
- 同時ヨリ午後第一時迄伯子男爵從二位以下及勳
二等以下神佛各宗派管長奏任官准奏任奏任待
遇並門跡寺院住職參拜
- 午後第一時ヨリ 同第二時迄列任官准列任列任待
遇參拜
- 次閉扉
- 次各退出
- 夕次第
- 午後第五時式部職官員著床

次 皇靈殿開扉

此間奏樂

次神饌ヲ供ス

此間奏樂

次祝詞

同第五時三十分

出御 御拜畢テ 入御

此間著床ノ諸員起ッ

掌典賢木ノ枝ヲ人長ニ授ケ

九十八

次御神樂

次御神樂畢テ人長賢木ノ枝ヲ掌典ニ致ス掌典之

ヲ執テ直ニ獻上

次神饌ヲ撤ス

此間奏樂

次閉扉

此間奏樂

次各退出

仁孝天皇御例祭 (二月二十一日)

二月廿一日は明治改曆の後推歩して 仁孝天皇崩御の日に當るを以て 皇靈殿にて御親祭を行はせらる。當日午前九時より御殿の御裝飾を奉仕し同三十分式部職官員著床して開扉し神饌(英照皇太后御例祭の時に同し)を供し(此間奏樂)祝詞を奏す。又親王王殿下宮内大臣次官の内一名宮内省勅奏任官總代各一名の著床あり 陛下には午前十時御束帶にて出御あらせられ御玉串を奉り給ひ 御拜御告文を奏し給ひて入御あらせられ、次に 皇后陛下御玉串を奉り給ひ御拜畢つて入御あらせられ、次に 皇太子殿下並に 皇太子妃殿下

九十九

御玉串を奉り 御拜畢つて御退下。次に親王王殿下を始め奉り著床
諸員の拜禮掛判任官の拜禮ありて神儀を撤し閉扉して（此間奏樂）
各員退出す。又此日諸陵寮出張所官員をして山陵に幣帛を奉らしめ
御陵祭を行はしめ給ふ。

天皇の御治世

謹案するに 仁孝天皇は 今上の御祖父天皇なるが故に毎年御例と
して特に御祭典を行はせらる。天皇御諱を惠仁と稱し奉り 光格天
皇第四の皇子にして御實母は東京極院藤原婧子と稱す贈内大臣勸修
寺經逸公の御女なり。天皇寛政十二年二月廿一日を以て降誕坐まし
同月廿七日寛宮と稱し奉る。文化四年七月十八日中宮欣子内親王の
御養子とならせ給ひ御年八歳にして儲君となり中宮御所に移らせ給
ふ。同年九月廿二日親王に立せ給ひ同六年三月廿四日御年十歳にて

皇太子に立せられ同八年三月十六日御元服同十四年三月廿二日御年
十八歳にて禪を受け 皇位を繼承し給ひ同年十月廿一日即位の禮を
行ひ給ふ。同年十二月十一日女御入内あり藤原繁子と稱し准三宮鷹
司政熙公の女なり。文政元年十一月廿一日大嘗會を行ひ給ふ 皇居
は平安京の内裏なり。同六年四月女御藤原繁子薨す贈皇后の宣下あ
り新皇嘉門院と稱す。八年八月廿二日女御更に入内あり藤原祺子と
稱す鷹司政熙公の少女なり。弘化三年二月六日 天皇内裏にて崩せ
させ給ふ寶算四十七御在位廿九年泉涌寺後山陵に葬り御諡を 仁孝
天皇と稱し奉り 月輪陵と稱す。斯くて崩御の日太陽曆にては二月
廿一日に當るを以て改曆の後當日を御祭日と定め給へり。
又案するに 天皇が儲君に立たせ給ひたる文化四年には露西亞軍艦
の蝦夷地方を擾すあり邊疆よりの警報屢々來り二百年の泰平破れて

識者外交を論じ國防を憂へ、杉田玄伯大槻玄澤林子平より古賀洞庵に至るまで儒者も亦經典を擲つて時勢を論ずるに至りしも、御即位の初年には沿海稍々靜かにして外交國防の議論も全く鎮まりしが、天保年間に至りて問題再び起り形勢漸く逼迫となり同七年には徳川齊昭が砲臺を築くあり九年には荷蘭人が風説書を長崎奉行に送るあり十三年には英兵が上海を取り南京に入るあり弘化元年には和蘭國王の忠告書幕府に達したり。されば天皇御在位の晩年には國運國威を保全し給ふ爲めに宸襟を勞させ給ふこと多かりしこと申すも畏こし。而して天皇御在位の文政六年には頼山陽が後年維新の動機と評されたる日本外史を白河樂翁に獻じて世に公にしたるあり、弘化初年には徳川齊昭が大に文教を興し英才を育し首として大義名分を明にし維新尊皇の導火となりたる等あり。明治今日の文運隆盛は

實に 仁孝天皇の御宇に其端を啓きたりと云ふべく今や文運愈々隆にして御遺徳愈々顯なり。

仁孝天皇御親祭次第

- 午前九時御殿ノ御裝飾ヲ奉仕ス
- 同時三十分式部職官員著床
- 次 皇靈殿開扉
- 此間奏樂
- 次神饌ヲ供ス
- 此間奏樂
- 次祝詞
- 同第十時
- 出御
- 先是親王及宮内大臣次官ノ内一名宮内省勅任官總代各一名著床
- 次御玉串ヲ奉リ給ヒ 御拜御告文ヲ奏シ給フ畢テ 入御
- 此間著床ノ諸員起ツ
- 次 皇后陛下御玉串ヲ奉リ給ヒ 御拜畢テ 入御
- 此間著床ノ諸員起ツ
- 次 皇太子殿下御玉串ヲ奉リ給ヒ 御拜畢テ 退下
- 此間著床ノ諸員起ツ
- 次 皇太子妃殿下御玉串ヲ奉リ給ヒ 御拜畢テ 御退下
- 此間著床ノ諸員起ツ
- 次親王ヲ拜禮
- 次宮内大臣次官ノ内一名勅任官總代拜禮
- 次著床ノ宮内省奏任官拜禮
- 次掛列任官拜禮

次神儀ヲ撤ス
此間奏樂
次閉扉

此間奏樂
次各退出

春季皇靈殿並神殿祭 (三月春分日)

(一) 御 祭 典

春季祭は毎年春分の日を以て 皇靈殿にては歷朝の 皇靈皇后皇妃
並に皇親を 神殿にては 八神並天神地祇を御親祭あらせられ以て
大孝を申べさせ給ふ。之を春季祭と稱し秋季と相對して毎歲兩度必
行はせ給ふ所の盛典なり。其御次第は春季皇靈殿祭朝次第 皇靈殿
並神殿御親祭次第 皇靈殿祭夕次第の三に分たれ嚴肅丁重に行はせ
給ふ。當日午前八時御殿の御裝飾を奉仕し式部職官員著床して 皇
靈殿を開扉し神儀を供す (此間奏樂)。次に祝詞を奏し神儀を撤し閉

扉し（此間奏樂）各員退出して朝の次第を畢る。次で 皇靈殿 神
 殿御親祭の次第あり。午前九時三十分より式部職官員著床し 皇靈
 殿 神殿を開扉し神僕及御幣物を供し（此間奏樂）。親王王殿下大勳
 位親任官公爵従一位勳一等等官侯爵正二位二等官麿香間祇候錦鶏
 間祇候等の著床式の如くにして 陛下には午前第十時御束帯にて出
 御あらせられ先づ 皇靈殿へ御玉串を奉り給ひ 御拜御告文を奏し
 給ひ次で 神殿へ御玉串を奉り給ひ 御拜御告文を奏し給ひ入御あ
 らせらる。次に 皇后陛下御玉串を奉り給ひ 御拜畢つて入御あら
 せられ、次に 皇太子殿下並に 皇太子妃殿下御玉串を奉り 御拜
 畢つて御退下あらせらる。次に親王王殿下を始め奉り大勳位親任官
 以下著床諸員の拜禮ありて 皇靈殿の御前に東遊を行はしめ給ひ、
 宮内省奏任官掛判任官の拜禮の後に御幣物及神僕を撤し閉扉す（此

間奏樂）。かくて正午十二時より一時迄伯子男爵従二位以下及勳二等
 以下神佛各宗派管長奏任官准奏任奏任待遇並門跡寺院住職の參拜を
 許され、一時より二時迄判任官准判任及判任待遇の參拜を許さる。
 午後四時より行はせらる、皇靈殿祭夕の次第は朝の次第に同じ。

（二）東遊の事

東遊とは雅樂の一なり。元は風俗歌にて東國の歌を歌ひ舞ふが故に、
 東遊とは名つけられたり。其の記録に見えたるは貞觀年中を始めと
 し其後賀茂八幡の臨時祭にも用ゐさせ給ひたるとあり。舞人は（雅
 樂師六人）皆小忌衣（いんぎんぎ）を著用し櫻と山吹の挿頭花（かきしらばな）を刺し和琴（わこん）（雅樂師
 一人）拍子（ちうし）（同一人）笛（ふえ）（同一人）篳篥（びりき）（同一人）附歌（つひか）（同一人）
 琴持（こともち）（同一人）の雅樂に合せて舞ふ。曲に「一歌」「二歌」「駿河歌」、
 「求子歌」「大比禮」等あり。

(三) 神饌及御幣物

百八

春季祭の禮典は特に歷朝の 皇靈皇后皇妃皇親を御親祭あらせらるるにあれば神饌御幣物の供御等も他の御禮典に異なるものあり。朝の次第にては 皇靈殿に和稻荒稻酒餅鯛鯨鮭鮒鮓家鴨鶉昆布淺草海苔蘿蔔山葵干柿久年市鹽水以上十八臺(合)の神饌を供し、次で御親祭には 皇靈殿に和稻荒稻酒餅鯛鯨赤貝伊勢海老鯉鮒雁鴨和布青海苔三島海苔蕪菜牛房胡蘿蔔慈姑生薑密柑金柑生栗蒸菓子于菓子鹽水上廿八臺(合)の神饌を供し御幣物として錦三卷紅白絹各五匹晒布五匹を供す。神殿には洗米酒餅鯛干鮑鴨昆布山葵干柿干栗干菓子鹽水以上十二臺の神饌と紅白絹各一匹の御幣物を供し、夕の次第にては 皇靈殿に和稻荒稻餅鯛鮑鯨山鳥鶉昆布滑海菜碧菰蓮根久年市作菜鹽水以上十八臺の神饌を供するを恒例と定めらる。

(四) 皇靈祭の由來

謹案するに春分秋分の二季を以て 皇靈殿並に 神殿に御祭典を行はせらるゝ事となりしは明治四年二月廿八日即春分の日を以て神祇官に於て 八神 天神地祇並歷朝の 皇靈を祭り邦家の安寧を祈らせ給ひしを以て始めとす。其後 皇靈は 賢所の御傍に御遷座ありしを以て翌明治五年の春季祭より 皇靈殿は此祭に與かり給はぬ事となり、八神 天神地祇も宮中へ御遷座あり兩座を合せて單に 神殿と稱し奉るに及びて春秋二季祭は唯 神殿にのみ行はせらるゝ事となりぬ。然るに明治十一年六月五日に至り維新以來行はれ來りし綏靖天皇より 後櫻町院天皇までの御歴代の御式年祭並に御正辰祭ともに廢せられ更に春秋二季祭を行はるゝ事となり、同年九月の秋季皇靈祭より最嚴重に 御親祭を行はせ給ひ翌明治十二年の春季祭

も前年秋季祭の如く 御親祭を行はせ給ひしかど、神殿祭は猶從前
 の例によりて 御親祭にはあざりしが、同年の秋季祭よりは更に
 皇靈殿 神殿ともに 御親祭に定められ殊に御盛典となさせ給ひ其
 後年々改め給はず。但し二季祭は専ら 皇靈殿 神殿の御祭なるを
 以て 賢所には別に御祭典を行はれず。

備考

歴代皇靈御正辰
紀元
 神武天皇 七六 四月三日 畝傍山東北 大和高市郡
 綏靖 一二二 六月廿二日 桃花鳥田丘上 同
 安寧 一五一 一月十一日 畝傍山西南御陰井上 同

(郡名舊に依る)

懿	德	一八四	十月一日	畝傍山南織沙溪上	大和高市郡
孝	昭	二六八	八月卅一日	掖上博多山上	大和葛上郡
孝	安	三七〇	二月廿三日	玉手丘上	同
孝	靈	四四六	三月廿二日	片丘馬坂	大和葛下郡
孝	元	五〇三	十月十一日	輕劍池島上	大和高市郡
開	化	五六三	五月廿一日	春日率川阪上	大和添上郡
崇	神	六三二	一月七日	山邊道勾岡上	大和城上郡
垂	仁	七三〇	七月廿六日	菅原伏見東	大和添下郡
景	行	七九〇	十二月廿三日	山邊道上	大和城上郡
成	務	八五〇	七月廿九日	狹城盾列池後	大和添下郡
仲	哀	八六〇	三月八日	惠賀長野西	河内志紀郡
應	神	九七〇	四月一日	惠賀藻伏岡	同

仁	德	一〇五九	二月八日	百舌鳥耳原中	和泉大鳥郡
履	中	一〇六五	四月三十日	百舌鳥耳原南	同
反	正	一〇七〇	二月十三日	百舌鳥耳原北	同
允	恭	一一一三	二月九日	惠賀長野北	河内志紀郡
安	康	一一一六	九月廿五日	菅原伏見西	大和添下郡
雄	畧	一一三九	九月九日	高鷲原	河内丹北郡
潯	寧	一一四四	二月廿八日	坂門原	河内古市郡
顯	宗	一一四七	六月三日	傍丘磐坏丘南	大和葛下郡
仁	賢	一一五八	九月十日	埴生阪本	河内丹南郡
武	烈	一一六七	一月九日	傍丘磐坏丘北	大和葛下郡
繼	體	一一九一	三月十二日	三島藍野	攝津島上郡
安	閑	一二九六	一月廿七日	古市高屋丘	河内古市郡

宣	化	一一九九	三月十七日	身狹桃花鳥阪上	大和高市郡
欽	明	一二三一	五月廿六日	檜隈阪合	大和高市郡
敏	達	一二四五	九月十六日	磯長中尾	河内石川郡
用	明	一二四七	五月廿三日	磯長原	河内石川郡
崇	峻	一二五二	十二月十四日	倉梯岡上	大和十市郡
推	古	一二八八	四月十八日	磯長山田	河内石川郡
舒	明	一三〇一	十一月廿日	押阪内	大和城上郡
皇	極	(重祚)			
孝	德	一三二四	十一月廿七日	大阪磯長	河内石川郡
齊明(皇極)		一三三一	八月廿七日	越智岡上	大和高市郡
天	智	一三三三	一月十日	山科	山城宇治郡
弘	文	一三三三	八月廿四日	長等山山前	近江滋賀郡

天	武	一三四六	十月四日	檜隈大内	大和高市郡
持	統	一三六三	一月十七日	同	同
文	武	一三六七	七月廿二日	檜隈安占岡上	同
元	明	一三八二	一月二日	奈保山東	大和添上郡
元	正	一四〇八	五月廿一日	奈保山西	同
聖	武	一四一六	六月七日	奈保山南	同
孝	謙	(重祚)			
淳	仁	一四二六	一月十四日	淡路	淡路三原郡
稱德(孝謙)		一四三〇	九月一日	佐貴高野	大和添下郡
光	仁	一四四二	一月十五日	田原東	大和添上郡
桓	武	一四六六	四月十三日	柏原	山城紀伊郡
平	城	一四八四	八月九日	楊梅	大和添上郡

嵯峨院	一五〇二	八月廿八日	嵯峨院北山	山城葛野郡
淳和	一五〇〇	六月十五日	物集	山城乙訓郡
仁明	一五一〇	五月十日	深草	山城紀伊郡
文德	一五一八	十月十一日	田邑	山城葛野郡
清和	一五四一	一月十一日	水尾山	同
陽成院	一六〇九	十月廿八日	神樂岡東	山城愛宕郡
光孝	一五四七	九月十一日	後田邑	山城葛野郡
宇多院	一五九一	九月八日	宇多大内山	山城葛野郡
醍醐院	一五九〇	十月廿八日	後山科	山城宇治郡
朱雀院	一六二二	九月十一日	後山科南	同
村上院	一六二七	七月十日	村上	山城葛野郡
冷泉院	一六七一	十一月廿七日	櫻木	山城愛宕郡

圓融院	一六五一	三月六日	後村上	山城葛野郡
花山院	一六六八	三月廿三日	紙屋川上法音寺北	同
一條院	一六七一	七月卅一日	圓融寺北	同
三條院	一六七七	六月十一日	北山	同
後一條院	一六九六	五月廿一日	菩提樹院	山城愛宕郡
後朱雀院	一七〇五	二月十三日	仁和寺圓教寺	山城葛野郡
後冷泉院	一七二八	五月廿八日	同	同
後三條院	一七三三	六月廿一日	同	同
白河院	一七八九	七月卅一日	鳥羽成菩提院	山城紀伊郡
堀河院	一七六七	八月十六日	後圓教寺	山城葛野郡
鳥羽院	一八一六	七月二十七日	鳥羽安樂壽院	山城紀伊郡
崇德	一八二四	九月二十一日	白峯	讚岐阿野郡

近衛院	一八一五	八月廿九日	鳥羽安樂壽院	山城紀伊郡
後白河院	一八五二	五月三日	法住寺法華堂	山城愛宕郡
二條院	一八二五	九月十二日	香隆寺三味堂	山城葛野郡
六條院	一八三六	八月三十日	東山清閑寺	山城愛宕郡
高倉院	一八四一	二月六日	同	同
安德	一八四五	五月二日	阿彌陀寺	長門豐浦郡
後鳥羽院	一八九九	四月四日	大原法華堂	山城愛宕郡
土御門院	一八九一	十一月十三日	金原法華堂	山城乙訓郡
順德	一九〇二	十月十四日	大原法華堂側	山城愛宕郡
仲恭	一八九四	六月二十五日	東福寺山上	山城紀伊郡
後堀河院	一八九四	九月七日	東山觀音寺側	山城愛宕郡
四條院	一九〇二	二月十七日	泉涌寺後山	同

後嵯峨院	一九三二	三月廿五日	淨金剛院	山城葛野郡
後深草院	一九六四	八月廿五日	深草法華堂	山城紀伊郡
龜山院	一九六五	十月十二日	龜山殿法華堂	山城葛野郡
後宇多院	一九八四	七月廿四日	嵯峨蓮華寺	同
伏見院	一九七七	十月十六日	深草法華堂	山城紀伊郡
後伏見院	一九九六	五月廿五日	同	同
後二條院	一九六八	九月十八日	北白河	山城愛宕郡
花園院	二〇〇八	十二月十日	十樂院山上	同
後醍醐院	一九九九	九月廿七日	吉野山塔尾	大和吉野郡
後村上院	二〇二八	四月六日	檜尾山	河內錦部郡
後龜山院	二一八四	八月十一日	嵯峨福田寺	山城葛野郡
光嚴院	二〇二四	八月十三日	山國常照寺後山	丹波桑田郡

光明院	二〇四〇	八月三日	長谷	大和城上郡
崇光院	二〇五八	二月八日	伏見大光明寺	山城紀伊郡
後光嚴院	二〇三四	三月二十日	深草法華堂	同
後圓融院	二〇五三	六月十四日	同	同
後小松院	二〇九三	十二月十日	同	同
稱光院	二〇八八	九月八日	同	同
後花園院	二二一〇	十月廿七日	山國常照寺	丹波桑田郡
後土御門院	二二六〇	十月卅一日	深草法華堂	山城紀伊郡
後柏原院	二二八六	五月廿八日	同	同
後奈良院	二二一七	十月七日	同	同
正親町院	二二五三	二月六日	同	同
後陽成院	二二七七	九月廿五日	泉湧寺後山	山城愛宕郡

後水尾院	二三四〇	九月十一日	泉涌寺後山	山城愛宕郡
明正院	二三五六	十二月四日	同	同
後光明院	二三一四	十月三十日	同	同
後西院	二三四五	三月廿六日	同	同
靈元院	二三九二	九月廿四日	同	同
東山院	二三七〇	一月十六日	同	同
中御門院	二三九七	五月十日	同	同
櫻町院	二四一〇	五月廿八日	同	同
桃園院	二四二二	八月卅一日	同	同
後櫻町院	二四七三	十二月廿四日	同	同
後桃園院	二四三九	十二月六日	同	同
光格	二五〇〇	十二月十二日	同	同

仁孝	二五〇六	二月廿一日	泉湧寺後山	同
孝明	二五二七	一月三十日	同	同

春季皇靈殿祭朝次第

午前第八時御殿ノ御裝飾ヲ奉仕ス
 次式部職官員著床
 次開扉
 此間奏樂
 次神饌ヲ供ス
 此間奏樂
 次祝詞
 次神饌ヲ撤ス
 此間奏樂
 次附扉
 此間奏樂
 次各退出

皇靈殿並神殿御親祭次第

午前第九時三十分式部職官員著床
 次皇靈殿 神殿開扉
 此間奏樂
 次神饌及御幣物ヲ供ス
 此間奏樂
 同第十時
 出御
 先是親王王大勳位親任官公府從一位勳一等
 一等官侯爵正二位二等官寮香間祇候錦鶴間
 祇候著床
 先皇靈殿へ御玉串ヲ奉リ給ヒ 御拜御告文ヲ
 奏シ給フ
 次神殿へ御玉串ヲ奉リ給ヒ 御拜御告文ヲ奏

次御幣物及神饌ヲ撤ス

此間奏樂

次閉扉

此間奏樂

次各退出

シ給フ事ヲ 入御
此間著床ノ諸員起ッ
次 皇后陛下
皇靈殿 神殿へ御玉串ヲ奉リ給ヒ 御拜畢テ
入御
此間著床ノ諸員起ッ
次 皇太子殿下
皇靈殿 神殿へ御玉串ヲ奉リ給ヒ 御拜畢テ
御退下

正午十二時式部職官員著床
次 皇靈殿 神殿開扉

同時ヨリ午後第一時迄伯子男爵從二位以下及勳
二等以下神佛各宗派管長奏任官准奏任奏任待

遇眞門跡寺院住職奏拜

午後第一時ヨリ同第二時迄列任官准列任列任待

遇參拜

次閉扉

次各退出

皇靈殿祭夕次第

午後第四時式部職官員著床

次開扉

此間著床ノ諸員起ッ
次親王王大勳位親任官公爵從一位勳一等一等官
侯爵正二位二等官爵香間祇候錦鶴間祇候拜禮
次東遊
次宮内省奏任官拜禮
次掛列任官拜禮

此間奏樂

次神饌ヲ供ス

此間奏樂

次祝詞

次神饌ヲ撤ス

此間奏樂

次閉扉

此間奏樂

次各退出

神武天皇御例祭 (四月三日)

(一) 御 祭 典

四月三日は豊葦原瑞穗國を平定して 皇基を定め給ひたる 神武天皇御例祭日として國民一般誠意を捧げまつる。當日 皇靈殿に御親祭を行はせらる。御親祭に先だちて朝の御祭典あり。午前八時より御殿の御裝飾を奉仕し式部職官員著床開扉し神饌を供し(此間奏樂)祝詞を奏し神饌を撤し閉扉す(此間奏樂)。御親祭次第は九時三十分に始まり式部職官員著床開扉し神饌及御幣物を供す(此間奏樂)。親王王殿下大勳位親任官公爵従一位勳一等一等官侯爵正二位二等官爵香

間祇候錦鶏間祇候等の著床式の如くにして 天皇陛下には午前十時御束帯にて出御あらせられ御玉串を奉り給ひ 御拜御告文を奏し給ひ畢つて入御あらせらる。次に 皇后陛下御玉串を奉り給ひ 御拜畢つて入御あらせられ、次に 皇太子殿下並に 皇太子妃殿下御玉串を奉り 御拜畢つて御退下あらせらる。次に親王王殿下を始め奉り大勳位親任官以下著床諸員の拜禮畢りて東遊の御儀あり（東遊の事は春季皇靈殿並神殿祭の項に略記したり就て見るべし）。次に宮内省奏任官掛判任官拜禮の後御幣物及神饌を撤し閉扉し（此間奏樂）次に各員退出す。

正午十二時より午時一時まで伯子男爵従二位以下及勳二等以下神佛各宗派管長奏任官准奏任奏任待遇並に門跡寺院住職の參拜を許され、午後一時より二時まで判任官准判任及判任待遇の參拜を許さる。更

に午後四時より夕の御祭典あり。總て神饌御幣物は一月三十日 孝明天皇御例祭に異らず。かく宮中にて御祭典を行はせらるゝと共に豫め勅使を 畝傍山陵に遣はされ幣帛を奉らしめ給ひ、諸陵寮出張所官員をして神饌を供して御陵祭を行はしめ給ふことも亦 孝明天皇御陵祭に於けるが如し。又地方官並に人民の遙拜は 孝明天皇御例祭に同し。

（二）海内の平定

謹案するに 神武天皇は 皇祖天照大神より六世の神孫にして大に皇基と堅定し給へる我中興の 皇祖なり。故に毎年御例として崩御の日を以て特に嚴肅丁寧なる御祭典を行はせらる。天皇は御名を若御毛沼命と稱し又の名を神日本磐余彦火火出見尊と稱し奉る。彦波瀲武鸕鷀草葺不合尊第四の御子にして御母は玉依姬命と稱し奉り大

綿津見神の少女なり。紀元前五十一年庚午の年を以て降誕坐まし甲申の年を以て御年十五歳にて太子に立たせ給ひ、御年四十五歳の時諸皇兄及皇子等に詔給ふには昔我天神高皇産靈尊大日靈尊此豊葦原瑞穗國を以て我天祖彦火瓊杵尊に授け給ひしに今此西偏に在て遼遠の地猶未だ王澤に霑はず、聞く東方に美地あり以て天業を恢弘め天下に光宅るに足れり宜く就て之に都すべしと。甲寅の歳十月天皇群臣を帥めて東征し筑紫安藝を經進みて吉備國に入り高島の宮に居り給ひ是に於て舟楫を備へ兵食を蓄へ更に進みて天下を平定せんとし、戊午歳二月舟帥遂に東し舳舻相接して浪速國に抵り四月兵を勸して中州に入り給ひ孔舍衛阪にて長髓彦と戦ひ給ひしに饒速日命長髓彦を誅し衆を率めて歸順せり。己未歳二月諸將に命じて偏帥を分遣し群醜を討滅せしめ給ふ。かくて中州全く平定に及びし

かば己未歳三月都を畝傍の樞原に定めて宮室を經營し給ひ其翌庚申年秋九月媛踏鞞五十鈴媛命を納れて正妃と爲し給ふ。即事代主神の女なり。

辛酉年正月朔日 天皇樞原の宮に帝位に即かせ給ひ是歳を以て天皇の元年とす即我紀元の元年也。時に 皇祖天神の詔に従ひ神籬を樹て八柱の 皇神を齋き祭らせ給ふ即神祇官の 八神殿なり。又天太玉命の孫天富命天璽の鏡劍を捧けて正殿に安置し奉り、天兒屋命の孫天種子命天神の壽詞を奏し、可美真手命は内物部を率ゐる矛楯を執りて儀衛を嚴にし、道臣命は來目部を率ゐて宮門を護り以て群臣を朝せしめ、又天種子命天富命に命じて共に祭祀を掌らしめ萬機を輔翼せしめ給ふ。二年壬戌二月朔日功を定め賞を行ひ、道臣命に宅地を賜ひ珍彦を倭の國造となし弟狛を猛田の縣主となし弟磯城を磯

城の縣主となし、^{ツルギネ}劔根を葛城の國造となし、又^{カマシマ}可眞眞手命、^{アノヒ}天日方奇日^{カマシヒ}方命を中食國政太夫となし給ふ。四年甲子^{まのえね}歲二月詔して我皇祖の靈、天より降鑿して、朕が躬を光助し給へり、今諸虜已に平き海内無事なり、以て天神を郊祀し、大孝を申ぶべしと、靈時を鳥見^{とみ}山中に立て、皇祖天神を祭らせ給ひぬ。

斯くて、天皇は七十六年三月十一日、樞原宮に崩せさせ給ひぬ。時に御年一百二十七歲。畝傍山の東北陵に葬り奉り、後に御諡を、神武天皇と稱し奉る。然るに崩御の日は、太陽曆に推歩換算して、四月三日に當るを以て、改曆の後此日を御祭日とは定め給ひぬ。嗚呼、天皇神聖の烈を承け、東征の武を振ひ一舉して海内を定め、祭祀を慎み、政理を察し、有徳を擧げ有功を賞し、神器を奉安して、以て萬世の鴻基を開き給ふ。宏謨大業二千五百有餘年を経て、愈々顯著なり。天長地久、皇祚豈に

窮あらんや。

神武天皇御例祭朝次第

- 午前第八時御殿ノ御裝飾ヲ奉仕ス
- 次式部職官員著床
- 次 皇親殿開扉
- 此間奏樂
- 次神饌ヲ供ス
- 此間奏樂
- 次祝詞
- 次神饌ヲ撤ス
- 此間奏樂
- 次附原
- 此間奏樂
- 次各退出
- 御親祭次第
- 午前第九時三十分式部職官員著床

次 皇親殿開扉

- 此間奏樂
- 次神饌及御幣物ヲ供ス
- 此間奏樂
- 同第十時
- 出御
- 先是親王大勳位親任官公爵從一位勳一等一尊官侯爵正二位二尊官爵香間祇候錦鶴間祇候著床
- 次御玉串ヲ奉リ給ヒ 御拜御告文ヲ奏シ給フ畢
- テ 入御
- 此間著床ノ諸員起ツ
- 次 皇后陛下御玉串ヲ奉リ給ヒ 御拜畢テ 入御
- 此間著床ノ諸員起ツ
- 次 皇太子殿下御玉串ヲ奉リ給ヒ 御拜畢テ

御退下

此間著床ノ諸員起ッ

次 皇太子妃殿下御王串ヲ奉リ給ヒ 御拜畢テ

御退下

此間著床ノ諸員起ッ

次親王王大勳位親任官公爵從一位勳一等一等官

侯爵正二位二等官壽香間祇候錦鷄間祇候拜禮

次東遊

次宮内省奏任官拜禮

次掛列任官拜禮

次御幣物及神饌ヲ撤ス

此間奏樂

次閉扉

此間奏樂

次各退出

正午十二時式部職官員著床

次 皇靈殿開扉

同時ヨリ午後第一時迄伯子男爵從二位以下及勳

二等以下神佛各宗派管長奏任官准奏任奏任侍

遇立門跡寺院住職參拜

午後第一時ヨリ同第二時迄列任官准列任列任侍

遇參拜

次閉扉

次各退出

夕次第

午後第四時式部職官員著床

次 皇靈殿開扉

此間奏樂

次神饌ヲ供ス

此間奏樂

次祝詞

次神饌ヲ撤ス

此間奏樂

次閉扉

此間奏樂

次各退出

皇后宮御誕辰 (五月廿八日)

五月廿八日は 皇后陛下の御誕辰に當るを以て毎年此日、參内の親王王同妃各殿下親任官同待遇及夫人宮内省勅任官同待遇一條公爵及夫人各妃殿下御附の人々宮内省奏任官准奏任奏任待遇皇族附武官は桐之間に於て 皇后陛下に拜謁仰せ付けられ、畢つて豊明殿に於て立食を賜はり、此他宮内省判任官以下に酒肴料を下賜せらる。

謹案するに 皇后陛下御名は美子故從一位一條忠孝公の第三女にして嘉永三年四月十七日(陽曆に推歩して五月廿八日)を以て京都に御誕生なまし、明治元年十二月廿八日(陰曆)入内即日 皇后宮に

立たせ給ひ、二年十月五日（陰曆）東京行啓を仰出され同廿四日（陰曆）新皇居に御著あらせられたり。爾來 天皇陛下の聖徳に配して治ねく仁徳を垂れさせられ、明治二十七年の三月九日には 天皇陛下と共に大婚満二十五年の盛典を挙げさせ給ひ、最も尊く最も目出たき模範を萬衆に示し給へり。陛下の御淑風は實に萬衆の仰ぎ奉る所にして御仁徳は遠く外邦に及び、我が帝室の威嚴を尊敬するもの皆 皇后陛下が御躬を以て慈善の府となし給ふを景慕し奉らざるはなし。明治十年西南戦争の頃よりして後年日本赤十字の名を萬國に馳すへき基礎たる博愛社の創設を奨励し給ひたる如き爾來特殊の保護を赤十字社に加え給ふが如き、廿七八年役の際に御手づから綳帶を御調製遊ばされ女官一同にも共に調製を仰付けられて各病院へ下賜せられたるが如き、又特に廣島呉等の病院へ行啓あらせられ親し

く傷病兵士を慰撫あらせられたるが如き、三十三年の北清事變に際し横濱廣島長崎等に治療を受くる外國傷病兵のために屢々特使を差遣はされ慰問せしめ給ひたるが如き、常に下民の疾苦災害を憐み給ふこと慈母の赤子に於けるが如き、夙に大御心を女子の教育に注がせ給ふが如き、美術工藝を奨励し美風良俗を誘導せしめ給ふが如き、御仁徳の深きは大海も管ならず、一々區別して記し奉らんは畏こき限りにこそ。五月廿八日の御誕辰は公の祝日と定められしにはあらざるも民間之を天長節に配して私に地久節と稱え、女學校の如きは概此日を休日として敬意を表し奉り、一般臣民も此日を記憶して兩陛下萬歳を祝し奉るなり。

神宮月次祭幣帛發遣 (六月四日)

神宮月次祭は毎年六月、十二月の兩度に行はれ、二月十七日の祈年祭に於て禱申したる如く、皇神等の守護により天下平安を報賽あらせらるる御儀なり。之を月次祭と云ふは蓋し上古の時代にありては月毎に此祭を行はれたる緣由にて今尙月次の名を存するものならむ。諸國より月毎に調物を朝廷へ貢獻したる時代にありては調貢の荷前を幣帛となし、六月十二月の兩度に、神宮へ奉られ、十一日宮中に於て神今食の嚴儀を行はれしが、當今の制にては宮内省式部職に於て豫め幣帛を調製し式部職官員をして六月四日十二月四日を以て神

宮司廳へ向けて護送せしめらるゝこと、定められたり之を 神宮月次祭幣帛發遣と云ふ。神宮司廳にては幣帛到着の上、宮司以下恒例により祭典を奉仕す是即月次祭なり。古代に在りては祈年案上の幣に與かり給ふ三百四座の神等にも各々此幣帛を奉られたりと。

謹案するに月次祭は其始を詳にせざれども、古來祈年祭、新嘗祭に並べて四個祭と稱し國家の大事なりとも云はれたるより考ふれば其起原は極めて上代にありしなるべく且つ新嘗祈年と共に年の豊穰世の安泰に關する祭典なるを以て最鄭重に行はせられ、其始に於ては毎月必行はれたるなるべし。然るに 文武天皇の大寶の制には既に季夏季冬即六月十二月の兩度に定められたるを見れば、毎月の制より一年兩度の制に移りたるも亦古代よりの事なるべし。降りて 清和天皇の貞觀元年六月十一日親王公卿神祇官に集ひて事を行ひ十二

月十一日にも此祭を行はれたるより一年兩度十一日を以て例日と定められしが、鳥羽院天皇の御世より中絶に歸したること年あり。崇徳天皇の大治三年に至りて諸卿の議に従ひ又月次神今食祈年祭を中和院に於て行はしめ給ふ事となり、其夏祈年月次の幣帛は延久の制符に依り之を諸國の雜掌に授け各本社に送りて請文を進め奉るべく制定し給へり。而も翌四年に至りて諸國殺生禁断の故に月次祭の供進物を調進せざるものあり、近衛院天皇の久安元年に至りて月次祭神今食の供進物を先規に復し諸社の祭儀幣物皆舊典に違ふこと莫からしむべく制定し給ひしが、安徳天皇壽永の頃より天下大に亂れ兵火相踵ぎ祭祀の諸禮諸典の廢れたること實に云ふに忍びざるものあり。其後打續きたる亂世にて古來四個祭と重ぜられたる月次祭も或は絶え或は行はれて數多の年叙を経たり。後醍醐院天皇北條氏を滅

し給ひ中興御復位の後宸筆を以て御製作あらせられ准后北畠親房入道をして修撰せしめ給ひたる『建武年中行事』の中殊に六月十二日の兩度十一日の御神事をも詳かに載せられたるは此時全く古儀に復し給はんごの叡慮にてあらせ給ひしならんも、間もなく足利尊氏の叛逆に遇ひ南山へ遷幸あらせ給ひしかば遂に叡慮の如くに爲し得給はざりしなるべし。此後とても古代の如くにこそ無けれ歷朝に於て此祭を行はれたるは云ふまでもなく、而して伊勢 神宮には 後土御門院天皇の應仁元年十二月廿三日に月次祭の幣使参向ありたる後全く中絶となりたる由なれば此時までは多少の缺典はありながら行はれたるならんも、應仁の大亂に際して他の諸式典と同じく中絶の止むを得ざるに至りたるならむ。斯くて凡四百六年を経て維新御中興の後明治五年六月に至りて全く古式を御再興あらせられ同月一日

宮中の 神殿に於て祭典を行はれ、且つ度會縣の官員を召し伊勢神宮への御幣物並に御送文等を授け之を 神宮に奉らしめられたりき。同年十二月及翌六年六月にも一日を以て之を行はれしが、六年六月よりは御幣帛料送文祝詞等を式部寮より直に 神宮の神官に渡さるゝこととなり、六年十二月よりは更に一日を改めて四日と定められ七年六月四日にも神宮司應東京出張所に通達し宮司を召して御幣帛料送文祝詞等を渡され之を恒例として十五年に至るまで行はれたり。然るに此年に至りて神宮司應東京出張所を廢せられしかば當年より御幣帛料送文祝詞等を直に神宮司應へ向け送達せしめらるゝこととなり、其後變更なく例年兩度六月十二月の四日に 神宮月次祭幣帛發遣の儀あること前述の如し。

備考

(其一) 弘仁式摘録

凡六月十二月十一日月次祭、奉班幣帛、大臣以下、集神祇官如祈年儀。

備考

(其二) 公事根源 月次祭摘録

これは先づ神今食以前、上卿神祇官の北門の内東の掖に著きて供神物の具否をたづぬ。次に廳につきて事を行ふ。神祇官の官掌祝詞を申し祝師祝の座に著く。本官の人みな木綿（木綿）をつけたり。上卿掖下の薦座につきて御巫幣物をみる儀あり。これは六月十二月に二度諸社へ御幣を奉らせ給ふ也。弘仁年中に此事始る。

備考

(其三) 同上 神今食摘録

御神事は一日より始る。戌の刻に行幸あり先づ大忌の御湯をぬす。トにあひたる上卿陣に著て辨を召して諸司の具否を問ふ。小忌の御燈を供す、もとの火を消てともしわらたむ。上卿宰相少納言外記史下にあひたる人小忌をきる。近衛司藏人もみなきるべし。行幸の時御輿は葱花なり鈴の奏なし。中和院に行幸なりて神嘉殿の大格子の御座につかせ給ふ。御湯の後采女時を申す。内侍髪あげて神殿に参りて寝具を供す。これよりさき左右近のつかさ殿の東西に陣を引き開門閉司などはて、上卿以下神殿の前につらなり立つ。左右近の中將各々一人すゝみて靴をぬぎ弓箭を解きて南の戸の左右の帳をかたく打ち、はらひの箱

さか枕八重疊などを上卿參議辨少納言外記史次第に之を供す。内へとり入ぬればかものかみ参りて神座をしく、南枕にして先一丈二尺のたゝみ、其上に六尺のたゝみ四でう、枕のかた二帖は裏あり、其上に九尺の疊七帖其上に八重たゝみしく。九尺の中一帖をいさゝか東にひきいで、打拂の筥を置く。さか枕は八重たゝみの下に枕にしく。内侍参りて御ふすまを八重疊の上に奉る。御櫛御扇そばに置く御沓御あどに置くなり。内侍退きて神殿に入御あり神座の東にたつみむきに半疊を敷て御座とす、主上御笏をたゝしくしてつかせ給ふ。此間の儀は人しらぬ事共なり。神の食薦御すこもなど敷て神膳を供せらるゝ儀あり。白酒の御酒まありてもと柏にてそゝく。直會の御はん御きまありぬれば宮主祝と申す。御手水は事はじまらぬさきと事はてゝと

二度あり。大かたは大嘗會の神饌の義に同じ。丑の日に又曉のごぜんまあるさきの如し。神祇官にて行はるゝをりは先官廳へ行幸なりて帛の御裝束奉りて神祇官へなるなり。神饌の程は近衛の幄にて神樂あり、よひの程とり物韓神までうたふ、よもすがらうたひて還御の程御輿の左右にうたひて供奉す聲たえず千歳をうたふいと興ある事にや。この神今食の義は年に二度なり、伊勢 天照大神を勸請申されて 天子御みつから神饌を供せさせ給ふにや。靈龜二年六月よりはじまる。

節 折 (六月三十日)

(一) 節折の次第

毎年六月末日と十二月末日との兩度に節折及大祓の儀式を行はせらる。節折とは荒世和世の竹を以て 天皇御體を量り奉り其竹を折るの儀なり故に節折の名ありと云ふ。御儀式は鳳凰之間に於て行はせられ、三十日正午十二時に御場所を舗設し 皇后宮 東宮 東宮妃の御贖物も御場所に供し置き奉る。午後一時より宮内省の官員參候し時刻に至りて 出御あり、侍従より荒世の御服を供し奉る(荒世和世の事は一朝にして説き難きも『大祓執中抄』に載せられたる所

により大略の意義は了解せらるべし、曰く『荒世和世の御服とは宸儀の罪穢をつけて祓却り給ふ服の事にて荒世は悪祓の具、和世は善祓の具なり』。又曰く『是を荒和の二つに分るは、罪穢を著け棄て禍悪を失ふ祓の贖物と御身を清め滌ぎて福善を求むる祓の贖物とにて善悪二祓と官符にある是なり』と。即ち荒世にて禍悪を除き和世にて福善を進むるものと了解すべし。而して現時荒世は白絹の御服、和世は紅絹の御服と定められある由。御服を返し給へば次に御麻を供し、御麻を返し給へば次に竹を以て御體を量り奉ること五度。次で荒世の盃を供し奉り返し給ふことありて荒世の儀を了り和世の儀に移る。其御式荒世の儀の如くにして陛下には入御あらせられ、次で掌典御贖物を執りて大河に参向し掌典補御麻を執りて祓所に向ひやがて大祓の儀となる。

二 節折の由來

謹案するに節折の儀は又御贖物の儀とも云ひ何れの御時より始まりたるやを詳にせざるも、清和天皇の貞觀の制に之を載せられたるより推すれば上代より行はれたるものなるは殆疑を容れず。蓋し此儀は全く大祓の一部にして素盞鳴尊の千座置戸の祓に起因せるものなれば、必神代よりの遺法として國初以來行はれたるものなるべし。斯くて後三條院天皇の延久の頃まで行はれたることは『江家次第』に記載したるによりて知るべし。其後中絶したりしかど宮中にては之に代ふるに菅拔の儀と云ふものありしと云ふ。菅拔は又菅貫とも書き菅又は芽を以て輪を作り之を潜るの儀なり。此の如く著しき沿革變遷ありしを、明治維新の後四年六月に至りて節折大祓の舊儀を

御再興あらせられ爾後毎歲六月十二月の兩度に之を行はせられて復
渝るとなし。

大 祓 (六月三十日)

大祓は百官以下臣民一般のため罪穢を祓除するの式なり。謹案する
に此儀は上古 伊弉諾尊イサノノミコトの御禊ミソギに起り 素盞鳴尊スサノハネノミコトの千座置戸チサエシドに成り
しを 皇孫尊スミマシノミコト降臨の始めより行ひ給ひしものゝ如し。されば縁由深
き古儀の一として 神武天皇が中州を平定し給ひし後天罪國罪アマツツミクニツツミを祓
はしめ給ひしを始め、古代に在りて國史に見えたるもの枚擧に違わ
らず。文武天皇の大寶の制には六月十二月の晦日に大祓を行はるゝ
事を載せられ帝都を山城國平安に定め給ひてより毎歲兩度の大祓は
朱雀門に於て行はれたりき。然るに其後著しき沿革變遷あり、朝廷
にては節折變じて管ナガサキ拔ヒキとなり諸家諸神社等にても茅の輪を造りて之

を抜けしめ夏越の祓と稱したるなど、縁由深き古儀の一たる大祓も中世以降僅に其形を止めたるばかりにて古義を距ること遠くなりしを以て、節折の條下にも述べたる如く明治四年六月に至り舊儀に復せられ節折大祓共に御再興あらせられ更に多少の更正を経て現時の制とはなれり。

此日各地方に於ても適宜の祓所を設け地方官員及管内臣民一般のため大祓の式を行はしめらるゝことは既に多くの人の知る所なるが、先づ宮中には、賢所前庭の神樂舎を用ゐて祓所に充て給ふ。午後一時三十分祓所の舗設をなし祓物等を具備す。二時に至りて掌典長以下著床し踵て各廳の勅奏判任官の總代各一名幄舎に著床して式場全く整頓すれば、掌典補二人案上の御麻に祓の稻を挿み次に掌典案前に進みて大祓の詞を奉讀し次に掌典案上の大麻を以て幄舎に著け

る諸員を祓ふの儀あり。畢つて諸員退散し、掌典御贖物を護送し濱離宮に参向して之を海中に流し却る。節折大祓の儀毎歲兩度六月末日と十二月末日とに行はれて、皇室には御繁榮の慶あり、臣民皆聖代の善福を謳歌し奉る。

備考

(其一) 建武年中行事摘録

晦日の夜御あが物まゐる。あらし世にご世の御裝束二間に御屏風たて、御座をしく。御禊の御座のごとし。孫廂昆明池の障子の南の一間屏風をたつ。燈を高燈臺にともして出御の程にけけしたり。南のかたは残す。はしのまへの庭に主殿寮の幔を引き宮

主御被して鏡かたなくしなどふせいの具足あり、又下部竹のよを庭中の席の上に置く。節折の命婦竹をもて参りて御たけよりはじめて所々の寸法をとり果て、宮主にきりあてかはせて御はらへをつとむるなり。あらよにごよとて二度あり。二度はては祿を給ふ。節折をばよをりといふ。竹にて御たけの寸法をとりて其程に折あてかへば也

備考

(其二) 江次第摘録

量御體五度、先量身長、次量自兩肩至御足、次左右手自胸中至指末、次量左右腰至御足、次自左右膝至御足、

備考

(其三) 公事根源 大祓摘録

大はらへといふは百官ことごとく朱雀門にあつまりて祓をしはべる也。六月十二月二たびあり。天武天皇の御時より始まる。解除は觸穢などの時もあり。神事を行ふ時は臨時にも常にありとも、この大祓は百官一同にあつまりて祓をするなり。又けふは家々に輪をこゆる事あり。

備考

(其四) 明治四年六月二十五日太政官布告

大祓ノ儀従前六月祓或ハ夏越神事ト稱シ執行來候處全ク後世一社ノ神事ト相心得本儀ヲ失ヒ候ニ付今般舊儀御再興被爲在候間追々天下一般修行可致様被仰出候事

節折次第

正午十二時御殿ノ御裝飾ヲ奉仕ス忍服ノ前

午後第一時宮内省官員參候

次掌典長

出御ヲ奏請ス

次掌典長以下進テ庇ニ候ス

出御

次掌典長進テ 天氣ヲ候フ

次侍從荒世ノ御服ヲ供ス畢テ返シ給フ侍從掌典

ニ傳フ

次掌典長荒世ノ御服ヲ執テ侍從ニ附ス

次侍從御麻ヲ供ス畢テ返シ給フ侍從掌典長ニ傳

フ

次掌典荒世ノ竹ヲ執テ侍從ニ附ス

次侍從竹ヲ以テ 御體ヲ置リ奉ル五畢テ掌典ニ

傳フ

次掌典荒世ノ壺ヲ執テ侍從ニ附ス

次侍從壺ヲ供ス畢テ返シ給フ侍從掌典ニ傳フ

次和世ノ具ヲ進ル其式荒世ノ儀ノ如シ畢テ

入御

次掌典御贖物ヲ執テ大河ニ參向ス

次掌典御麻ヲ執テ祓所ニ向フ

次各退出

大祓次第

午後第一時三十分庭上ノ鋪設竝祓物ヲ具備ス

同第二時典掌長以下著床

同時各廳勅奏列任官各一人著床

次掌典和二人庭中案上ノ御麻ニ祓ノ稻ヲ挿ム

次掌典長掌典ヲ召テ祓ノ事ヲ仰ス

次掌典案前ニ進テ大祓ノ詞ヲ讀畢ル掌典一人進

テ案上ノ大祓ヲ執テ退キ著床ノ諸員ニ向ヒ祓

畢テ大祓ヲ掌典和ニ授ク

此間著床ノ諸員起テ

次掌典補祓物ヲ執テ大河ニ參向ス

次各退出

東宮御誕辰 (八月三十一日)

八月三十一日は 皇太子殿下御誕辰に當るを以て 東宮御所に於て 拜賀參賀を受けさせらる。其概略を摘記すれば左の如し。

一午前八時

本職高等官 (出仕ヲ除ク) 竝當御所詰侍醫 表御座ノ間ニ於テ拜賀

一午前八時卅分

皇族大臣親任官表御座ノ間ニ於テ拜賀

一午前九時

宮内省高等官奏任侍遇者近衛師團長上長官 竝同相當官以上當日當御所詰儀仗兵司令等 表御座ノ間ニ於テ拜賀

一午前十一時卅分

本職判任官參賀

一午後二時

本職出仕表御座所に於て拜賀

以上の外各廳高等官華族及陸海軍將校の内御由緒ある人々は參賀の節特に拜調を仰せ付けらるゝとあり。

御誕辰に當りては特に孝敬の至道を御父 天皇陛下及御母 皇后陛下に致されんがために午前十時を以て東宮御所御出門御參内 兩陛下に御對顔あらせらる。又御誕辰の歡を共にし給はんがため東宮御所に於て八時三十分より十一時までの間拜賀の皇族殿下を始め奉り宮内省東宮職の高等官へ立食を賜はるなり。

謹案するに 皇太子殿下御諱は嘉仁、明宮と稱し奉る。明治十二年八月三十一日を以て御降誕あらせられ、同九月六日御命名式あり、翌十三年三月二十八日始めて 賢所へ御參拜あらせられ、二十年八

月三十一日即第八回御誕辰に於て儲君に御治定、二十二年十一月三日天長の佳節を以て 皇太子に立たせられ、「歷朝皇太子に傳へ以て今上陛下に追へる盍切の御劍を傳へさせらるゝ」旨の勅語を拜し給ひ、同日陸軍歩兵少尉に任じ近衛歩兵第一聯隊附に補せられ、以て陛下百歳の後 大元帥の天職に膺らせらるゝ階段を踏ませ給ひ、又大勳位に叙し菊花大綬章を授かり給へり。廿五年の天長節には中尉に、廿八年政始の日には大尉に進ませ給ひ、三十年を以て御成年に達せられ御席を貴族院に有し給へり。三十一年の天長節には陸軍の歩兵少佐に進ませらるゝと共に海軍の少佐をも兼ねさせられ、三十二年八月三十一日即第二十回の御誕辰に於て陸軍歩兵少佐の御職務を近衛師團司令部附、陸軍少佐の御職務を常備艦隊附と仰出されたりき。

三十三年は明治の御代に於ける 皇室最大御慶事の年として聖澤に浴するもの、永く忘る能はざる年なるべし。此年二月十一日即紀元の大祝節を以て殿下には我邦最高貴族にして由來 皇室との御縁故深き九條家の姫君と御結婚を約し給ひ、同年五月十日を以て 賢所の大前に大禮を擧げさせ給ひ、同日 天皇陛下御對顔の時を以て菊花章頸飾を授かり給へり。此日全國を通じて臣民の誠敬誠喜申すばかりなく都鄙共に熱心なる奉賀の典を舉行して 兩殿下の萬歳を祝し祈り奉りたりき。爾後明治卅四年の天長節には陸軍歩兵中佐海軍中佐に、三十六年の天長節には陸軍歩兵大佐海軍大佐に御昇任あらせられたり。

附 御婚儀の事

謹案するに 皇太子殿下の御結婚は 聖代の御慶事にして又御大事

たり。而も近古以來 皇嗣御結婚の記録稍々備はらざるものあるを以て、三十三年 嘉仁親王殿下の御慶事に際し大に儀式を整へ給ひ其の以前に於て皇室婚嫁令の御發布あり、五月十日の當日に於ては嚴肅鄭重の御儀式を以て天下に摸範を示し給へり。左に其概畧を記し奉る。

三十三年二月十一日午前八時東宮大夫御使を承はり九條邸に臨み
 今十一日 皇太子嘉仁親王殿下公爵九條道孝第四女節子と結婚
 をなすの 勅許を得させらるゝの令旨に候事
 と傳へ公爵謹んで御受をなし更に姫君を伴ひて御使に對面し、姫
 君自ら御受の式あり、御使は 殿下より左の御目錄を傳達せり

一 織物 (絹織物洋装地) 五卷

一 鮮鯛 一臺

一 御椀 一荷

斯くて 賢所 皇靈殿 神殿の大三前に御成約奉告祭を行はせられ、同日午前九時より御殿の御裝飾を奉仕して著床し、次で親王王殿下を始め奉り大勳位各大臣樞密院議長大臣禮遇者宮内省勅任官著床し奏樂の間に大三前を開扉し神饌及御幣物を供し、次で祝詞あり、次に東宮侍従長 殿下の御代拜を奉仕し、著床の諸員順次拜禮し、奏樂の間に御幣物及神饌を撤し閉扉して奉告祭を終らせられたり。又勅使を伊勢 神宮へ参向せしめられ、同じく 神武天皇御陵並に 孝明天皇御陵へ参向せしめられ、宮中の御祭典と同日を以て奉告祭を行はしめ給ひぬ。同日宮内大臣は官報號外

を以て御成約を左の如く告示し 皇室の御慶事はやがて國民一般の祝禱となりぬ。

今十一日 皇太子嘉仁親王殿下従一位勳一等公爵九條道孝第四

女節子ト結婚ヲ約セララル

御成約の日より三日間、大勳位親任官公爵従一位勳一等宮内勅任官各應勅任官總代各一名侯伯子男爵總代各一名爵香間祇候總代一名錦鷄間祇候總代一名貴族院議長衆議院議長 (以上夫人共但夫人は 皇后陛下へ参賀) 宮内省奏任官各應奏任官總代各一名は 兩陛下に参賀し 皇太子殿下に御祝詞を言上したり。御成約は此の如くにして發表せられ臣民一般赤誠の祈願を以て御慶典の日を望み奉る間に 皇室婚嫁令は左の如く發表せられたり。(三十三年四月二十五日)

第一章 大婚

百六十四

- 第一條 大婚ノ禮ハ天皇十七年ニ達シタル後ニ於テ之ヲ行フ
- 第二條 天皇皇后ヲ立ツルハ皇族又ハ特ニ定ムル華族ノ女子滿十五年以上ノ者ニ限ル
- 第三條 大婚ノ約ヲ成ストキハ之ヲ賢所皇靈殿神殿ニ奉告シ奉幣使ヲ神宮神武天皇山陵竝先帝先后ノ山陵ニ發遣ス
- 第四條 大婚ノ約成リタルトキハ宮内大臣之ヲ公告ス
- 第五條 大婚ノ禮ヲ行フ期日ハ宮内大臣之ヲ公告ス
- 第六條 大婚ノ禮ヲ行フ當日之ヲ賢所皇靈殿神殿ニ奉告ス
- 第七條 大婚ノ禮ハ別ニ定メタル式ニ依リ賢所大前ニ於テ之ヲ行フ
- 第八條 立后ノ詔書ハ大婚ノ禮ヲ行フ當日之ヲ公布ス

第九條 大婚ノ禮訖リタルトキハ天皇皇后ト共ニ皇靈殿神殿ニ謁ス

第十條 大婚ノ禮訖リタルトキハ天皇皇后ト共ニ太皇太后皇太后ニ謁ス

第十一條 大婚ノ禮訖リタルトキハ天皇皇后ト共ニ宮中ニ於テ饗宴ヲ賜フ

第十二條 大婚ノ禮ヲ行ヒタルトキハ天皇皇后ト共ニ神武天皇山陵竝先帝先后ノ山陵ニ謁ス

第十三條 立后ノ詔書公布セラレタルトキハ圖書頭其ノ事項ヲ皇統譜ニ登録ス

大婚ニ關スル記録ハ圖書寮ニ於テ之ヲ尙藏ス

第十四條 諒闇中ハ大婚ノ禮ヲ行ハズ

百六十五

第二章 皇族婚嫁

第十五條 皇族婚嫁ノ勅許ハ其ノ約ヲ成ス前ニ於テ之ヲ奏請スベシ

第十六條 皇太子皇太孫親王王結婚ノ禮ハ別ニ定メタル式ニ依リ賢所大前ニ於テ之ヲ行フ

第十七條 皇太子皇太孫親王王結婚ノ禮訖リタルトキハ妃ト共ニ天皇皇后太皇太后皇太后ニ朝見ス

第十八條 皇太子皇太孫ノ結婚ニハ第三條第四條第五條第六條第九條第十一條第十二條ノ規定ヲ準用ス

第十九條 親王ノ結婚ニハ第五條第九條ノ規定王ノ結婚ニハ第九條ノ規定ヲ準用ス

第二十條 皇族ノ婚嫁ハ其當日宮内大臣之ヲ公告ス

第二十一條 皇族ノ婚嫁ハ男子滿十七年女子滿十五年ニ達スルニ非ラザレバ之ヲ成スコトヲ得ズ

第二十二條 皇族ノ婚嫁ハ直系親族又ハ三等親内ノ傍系血族ノ間之ヲ成スコトヲ得ズ

第二十三條 皇族ノ婚嫁ハ諒闇中及皇族直系尊族ノ喪中之レヲ成スコトヲ得ズ

第二十四條 皇族ノ婚嫁皇室典範第三十九條第四十條ニ違フトキハ無効トス

第二十五條 皇族ノ離婚ハ勅許ヲ經ルコトヲ要ス之ニ違フトキハ無効トス

第二十六條 皇族ノ婚嫁ニ關スル事項ハ圖書頭之ヲ皇統譜ニ登錄ス

五月十日は最も目出度御式日にして當日先づ賢所 皇靈殿 神殿に御祭典あり、午前六時より御殿の御裝飾を奉仕し式部職官員著床し奏樂の間に大三前を開扉し神饌を供し掌典長祝詞を奏し次で神饌を撤し閉扉して各員退出せり。次で賢所の大前に於て御成婚の式あり。

皇太子殿下には午前七時三十分東宮御所御出門、妃殿下には東宮太夫の御迎を受けさせられ同時九條邸御出門 賢所便殿に入らせられ、又同時親王同妃王同妃の各殿下を始め奉り在京の大勳位親任官公爵従一位勳一等官侯爵正二位二等官爵香間祇候錦鶏間祇候並同夫人伯子男爵總代各一名並同夫人地方在勤の親任官一等官二等官並同夫人（男子は大禮服正裝正服夫人はローブ、モンタン、ボンネー又は袴袴）賢所前參集所に參集し次で大勳位以下幄舎

に參進著床せり。次で奏樂の間に 賢所 皇靈殿 神殿の大三前を開扉し神饌及御幣物を供し掌典長祝詞を奏し畢りて、親王同妃王同妃の各殿下帷舎に參進著床あらせられたり。斯くて皇太子殿下には御束帶、妃殿下には古代の御服裝にて御手水の儀あり、皇太子同妃兩殿下には掌典長の御先導にて侍從壺切の御劔を捧持し賢所内陣に進み御著座あり、次で兩殿下 賢所御拜御玉串を奉られ、皇太子殿下御告文を奏せられ次で外陣に於て神酒御拜受の儀あり訖つて 御拜あり（此間陸海軍禮砲執行）次で 皇靈殿 神殿御拜御玉串を奉られ便殿に御退下あらせられ、次で御幣物及神饌を撤し閉扉して各員退出せり。

午前九時兩殿下には 賢所便殿より御參内あり、皇太子殿下には 葡萄一之間に於て陸軍少佐の御正裝に改めさせられ、妃殿下には

葡萄二之間に於てマント、ド、グールに改めさせられ、鳳凰之間に於て天皇、皇后兩陛下に御對面御杯の儀あり、午前十一時宮城御出門、兩殿下御同乗第一公式の鹵簿に同じき御列にて東宮御所に遠啓おらせられたり。宮城正門より東宮御所に至るまで御道筋に充滿せる群衆は御馬車を埋むるばかりにて、兩殿下御同乗の御列を拜し奉りて歡天喜地萬歳を唱へたりき。誠に未曾有の盛事にして感極まり涙下るもの幾千人なるを知らず。東宮御所遠啓の後便殿に於て、兩殿下晴御膳（はれのまの）を召させられ御杯の儀を行はせられたりき。同日午前十一時より午後二時三十分までの間に神佛各宗派管長奏任官（五等以上現職の人を除く）准奏任奏任待遇正五位以下勳四等以下の人々門跡寺院住職東京市長等宮城に參賀せり。午後三時三十分、皇太子殿下には陸軍少佐の御正裝、妃殿下には

コーフレ、デ、コルテにて御同乗、第二公式の鹵簿に同じき御列にて東宮御所御出門御參内、次で、兩陛下、兩殿下、兩殿下鳳凰之間に出御おらせられ、親王同妃王同妃を始め奉り大勳位親任官公爵從一位勳一等各國公使公使館員同夫人の拜賀を受けさせられ、又正殿に出御、一等官侯爵正二位二等官爵香間祇候錦鷄間祇候伯爵從二位勳二等子爵正從三位勳三等男爵正從四位准勅任官雇外國人勳三等以上外國人並夫人三等官以下五等官以上（現職）、地方在勤一等官二等官並夫人及府縣奏任知事等列立の拜賀を受けさせられ、午後六時より、兩陛下、兩殿下御一列各皇族殿下御扈從にて千種之間に出御おらせられ、大勳位親任官公爵從一位勳一等各國公使並夫人与祝宴を共にし給ひ、其他の諸員には豊明殿及東溜之間にて陪宴の榮を賜はりたり。瑞氣九重に充ち誠に稀有の御盛宴なりしと承

はる。同夜東宮御所に於て三日夜餅の御儀ありき。
 同日官報號外を以て宮内大臣より左の如く告示せり
 皇太子嘉仁親王殿下今日婚禮ヲ濟マセラル
 國內は固より海外在留の臣民に至るまであらん限りの熱心を以て
 當日を奉祝し各誠意を籠めたる献納をなしたりき。同日國家に勤
 勞ありし人々へ授爵授勳の御沙汰ありき。
 斯くて 兩殿下には五月二十三日を以て東京御發車、伊勢 神宮
 神武天皇御陵 孝明天皇御陵並に 英照皇太后御陵に謁し御親告
 の典を行はせられたりき。

備考

壺切代々東宮寶物也 (禁秘御抄)
 延喜四年二月十九日使左近少將定方持壺切賜皇太子曰吾爲太子
 初天皇賜此劍故以之賜 (西宮記)
 海浦蒔繪有如龍摺貝裝束青滑革 (延久御記)
 海浦蒔繪野劍麒麟螺鈿文 (人車記)
 後三條院治曆四、十二、十一爲灰燼仍鑄造 (禁秘御抄或抄) 此時乃
 殘仍被造鑄 (顯兼卿抄)

秋季皇靈殿並神殿祭 (九月秋分日)

秋季祭は毎年秋分の日を以て行はせらる。次第由來等總て春季祭の條下に詳なり。